

第4編 大規模事故等対策編

目次

第1章 鉄道災害対策計画	1
第1節 鉄道災害予防計画	1
1 鉄道施設等の安全対策の推進	1
2 防災体制の整備	1
3 防災教育等の実施	2
第2節 鉄道災害応急計画	3
1 鉄道災害応急対策フロー	3
2 事故情報等の伝達及び広報	3
3 応急活動体制の確立	4
4 応急対策の実施	4
第2章 道路災害対策計画	6
1 道路災害対策計画フロー	6
2 被害情報等の伝達	6
3 活動体制及び広域応援体制の確立	7
4 応急対策の実施	7
第3章 林野火災対策計画	8
第1節 林野火災予防計画	8
1 火災予防体制の整備	8
2 防火思想の普及	9
3 消防体制等の整備	9
第2節 林野火災応急計画	11
1 林野火災応急計画フロー	11
2 出火の発見・通報	11
3 消火・救助活動	11
4 避難・誘導	12
5 職員の動員配備体制区分の基準及び内容	12
6 災害対策本部等の設置基準等	12
7 応援要請	13
8 鎮火後の措置	13
第4章 大規模停電対策計画	14

第1節 大規模停電対策	14
1 計画の目的	14
2 予防計画	14
3 応急対策計画	16
第2節 計画停電等への対応	18
1 計画の目的	18
2 基本方針	18
3 定義	18
4 対象事象(対象範囲)	18
5 計画停電等に備えた危機管理体制	18
6 情報連絡体制等	19
7 東北電力ネットワーク(株)電力センター連絡先	25
8 市民への停電情報の周知等(節電から停電へ)	25
第5章 原子力災害対策計画	36
第1節 基本方針	36
1 計画の目的	36
2 計画において尊重すべき指針	36
3 予測される対応等	36
4 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所	37
第2節 原子力災害予防計画	40
1 活動体制等	40
2 モニタリングの実施	40
3 防災体制の整備	40
4 原子力災害医療体制等の整備	41
5 防災知識の普及等	41
第3節 原子力災害応急計画	43
1 県の活動体制	43
2 市の活動体制	43
3 モニタリングの強化及び対応	43
4 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	44
5 原子力災害医療活動等の実施	45
6 県民への情報伝達等	46
7 自治体の区域を越えた避難者の受入れ活動	46
第4節 災害復旧計画	47
1 県の活動体制	47
2 制限措置等の解除	47
3 モニタリングの継続及び汚染の除去等	47
4 風評被害の軽減及び損害賠償請求等	49

第4編 大規模事故等対策編

第1章 鉄道災害対策計画

第1節 鉄道災害予防計画

鉄道事故に伴う多数の死傷者の発生等の災害を防止するため、鉄道事業者が実施する災害予防対策について定める。

1 鉄道施設等の安全対策の推進

(1) 監督官庁による安全指導

東北運輸局は、管内で鉄道事業を営む者に対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度、立入検査、指導等を実施する。

(2) 交通環境の整備

鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良促進法に基づき、列車運行回数及び道路交通量の多い踏切の立体交差化、舗装の改良等の構造改良、交通規制及び統廃合等を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生防止に努める。

(3) 安全運行施設等の整備・改良

鉄道事業者は、C T C (列車集中制御装置)、A T S (自動列車停止装置)、A T C (自動列車制御装置)、踏切保安設備、防風設備等、列車の安全運行に関する施設・設備の整備・改良及び車両の不燃化等の安全対策を計画的に推進し、列車運行の安全性の向上に努める。

(4) 保守・点検体制の充実

鉄道事業者は、法令並びに各社の安全基準及び保安規程に基づき、車両、軌道、橋梁、トンネル、信号保安設備その他関連施設・設備の保守・点検体制を充実させ、鉄道システム全体の安全性・信頼性の維持に努める。

また、鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行なうなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

2 防災体制の整備

(1) 防災計画の作成

鉄道事業者は、法令等の定めるところにより防災計画を作成し、事故・災害発生時の指揮系統、職員の動員計画、対応手順、災害時における事業継続に関すること等をあらかじめ定めておく。

(2) 連携体制の整備

鉄道事業者は、関係機関及び協力会社との情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から連携の強化に努める。

(3) 応急対策用資機材の整備

鉄道事業者は、保安規程に基づき、事故・災害発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておく。

(4) 再発防止対策の実施

万一、鉄道事故が発生した場合には、鉄道事業者は、鉄道事故の再発防止を図るため、その原因を

徹底的に究明し、その成果を速やかに安全対策に反映させるよう努める。

3 防災教育等の実施

(1) 防災教育の徹底

鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため、職員に対し次の事項について防災教育を徹底する。

- ア 事故・災害発生時の旅客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 旅客対策等

(2) 防災訓練の実施

鉄道事業者は、事故・災害発生時に適切な処置がとれるよう、事故・災害発生を想定した防災訓練を定期的を実施し、習熟に努める。

- ア 非常呼出訓練
- イ 避難誘導訓練
- ウ 消火訓練
- エ 脱線復旧訓練等

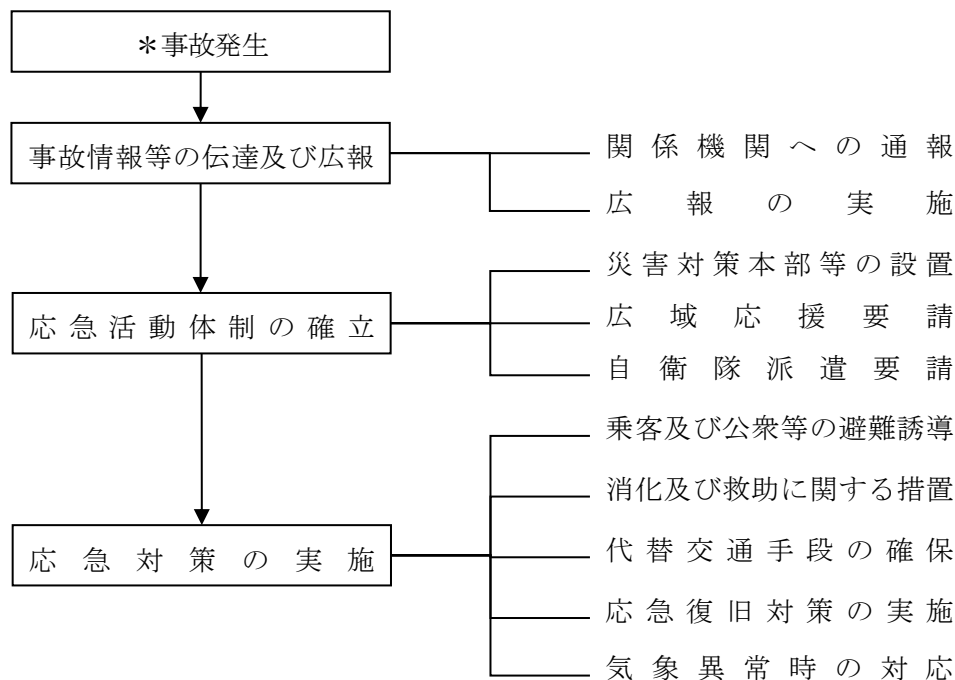
(3) 広報体制の充実

鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡網を確立し、広報体制の充実に努める。

第2節 鉄道災害応急計画

鉄道事故災害が発生した場合の被害を最小限にとどめ、鉄道の乗客の安全を確保するとともに、輸送の確保を図るため、鉄道事業者が実施する応急対策の方針等について定める。

1 鉄道災害応急対策フロー

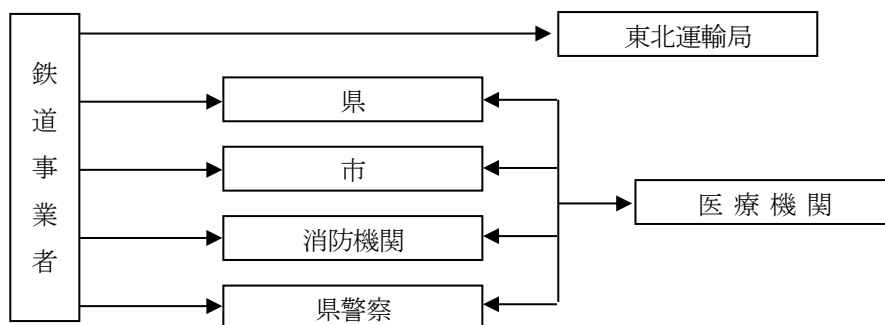


2 事故情報等の伝達及び広報

(1) 関係機関への通報

鉄道事業者は、乗客、乗員及び地域住民等の多数の死傷者の発生、又は土砂災害、雪崩発生及び危険物流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに次の経路により、被害(人的、施設等)状況、復旧見込み、代替交通手段等について、速やかに関係機関に対して通報する。

<事故・災害発生時の連絡通報体制図>



このほか、地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

(2) 広報の実施

鉄道事業者は、正確な情報を迅速に提供して混乱の防止を図るため、被災者の家族等並びに旅客及び一般市民等に対して次により広報を実施する。

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報を適切に提供する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び一般市民等への広報

報道機関を通じて又は広報板への掲示若しくは広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 旅客等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

鉄道事業者、警察本部、消防機関、県、市、医療機関、その他関係機関は、事故・災害の状況により、各組織内に災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じ、現地に関係機関合同の応急対策の拠点を設置して連絡を密にし、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努める。

(2) 広域応援要請

市及び県等は、事故・災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、他市町村及び県等に対して応援を要請する。

(3) 自衛隊派遣要請

鉄道事業者は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

4 応急対策の実施

(1) 乗客及び公衆等の避難誘導

ア 列車内

列車の乗務員は、乗客に対して、速やかに不通の状況、その列車の運行状況及び接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な避難誘導に努める。

イ 駅構内

事故・災害状況を的確に把握した上で、随時適切な案内放送等を行うとともに、状況に応じて旅客公衆等を安全な避難場所に誘導する。

(2) 消火及び救助に関する措置

ア 乗務員は、事故・災害等により火災が発生した場合は、速やかに指令及び駅を介して消防機関に通報し、旅客公衆等を安全な避難場所に誘導するとともに、延焼拡大防止を図るため、消火体制を

整える。

イ 事故・災害による火災、建物倒壊及び車両の破損等により負傷者が発生した場合は、速やかに消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ 事故・災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出・救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報するとともに、市、警察機関、消防機関、県、医療機関等に協力を依頼する。

(3) 代替交通手段の確保

事故・災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施

イ 運転不能線区のバス代行輸送

ウ 迂回線区に対する臨時列車の増強等

(4) 応急復旧対策の実施

事故・災害の復旧に当たっては、早期に運転を再開させるため、次により必要な資機材等を確保して応急工事を実施し、その後に本復旧対策を実施する。

なお、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

ア 応急建設機材の運用

復旧作業に必要な応急建設機材については、あらかじめ定めた運用方法・借用方法により適切に確保する。

イ 資材の調達

事故・災害時における資材の供給については、事故・災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する。

ウ 技術者等の配置

復旧作業に従事する技術者等を適切に配置するとともに、緊急時は関係協力会社に対して技術者等の派遣を要請する。

(5) 気象異常時の対応

ア 気象予警報の伝達

山形地方気象台その他の関係機関から気象異常(降雨、降雪、強風等)の予報及び警報の伝達を受けたときは、速やかに関係箇所に対して伝達する。

イ 運転規制等の実施

時雨量、連続雨量及び風速等が運転規制基準に達した場合は、その強度により、直ちに列車の速度規制又は運転中止を実施する。

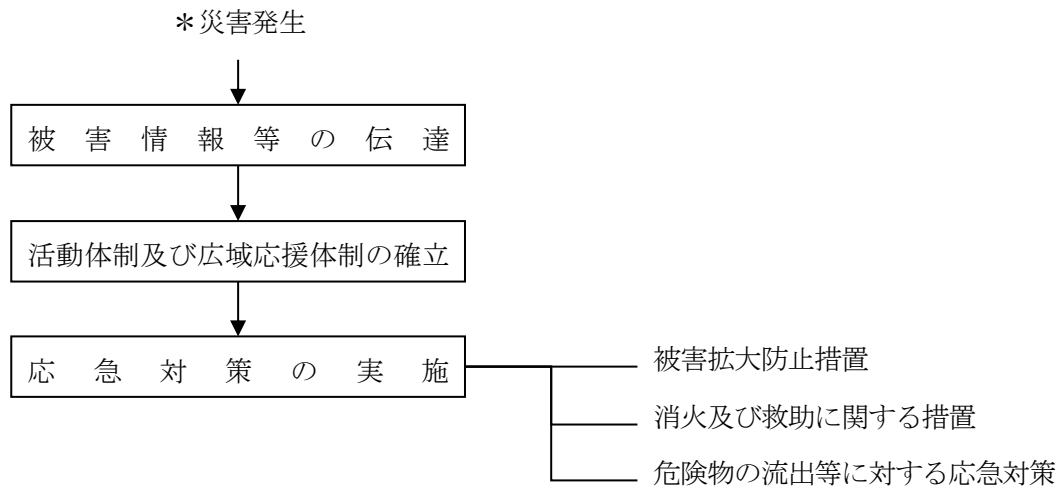
ウ 災害警備及び軌道調査

気象異常の情報を受けたとき又は気象観測機器が異常を検知したときで災害の発生が予測される場合は、線路設備等の警備を実施するとともに、直ちに線路、橋梁等関係施設を調査し、安全確認を行う。

第2章 道路災害対策計画

道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速に救急救助活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のために、道路管理者、警察機関、消防機関等が実施する災害応急活動について定める。

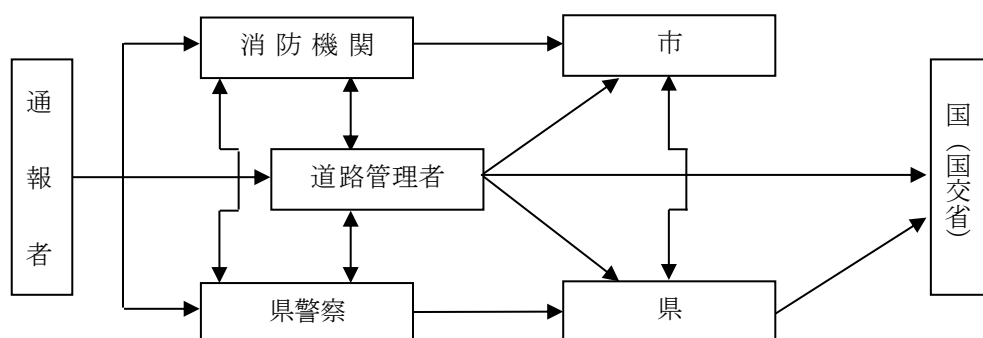
1 道路災害対策計画フロー



2 被害情報等の伝達

大規模な道路災害が発生したときは、次により事故情報等を伝達する。

<事故・災害発生時の連絡通報体制図>



- (1) 道路管理者、県警察及び消防機関のうち通行者からの通報又は自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報するものとする。
- (2) 災害の発生を覚知した消防本部は、直ちに県（防災危機管理課）及び事故発生現場を所轄する市に連絡する。
- (3) 市（土木課）は、被害の状況を調査し、県に報告する。
- (4) 県（防災危機管理課）は、災害発生時の連絡を受けたときは、県警察及び市と連絡を取り、災害の状況等を確認し、消防庁に報告する。
- (5) 県（管理課）は、市及び置賜総合支庁を通じて把握した道路施設の被害規模等に関する情報を、国土交通省に報告する。

3 活動体制及び広域応援体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

市、道路管理者、県並びに関係機関等は、事故・災害の状況により、必要に応じ各組織内に災害対策本部の設置等、必要な体制を確立するとともに、緊密な連携に努める。

(2) 広域応援要請

市及び県は、事故・災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県および他市町村及び県等に対して応援を要請する。

(3) 自衛隊派遣要請

知事は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

4 応急対策の実施

(1) 被害拡大防止措置

道路管理者は二次災害防止のため次の措置を講ずる

ア 通行禁止又は制限

道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

道路管理者は、道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

イ 道路利用者及び一般住民等への広報

道路管理者は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに県警察、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は広報車の利用、道路情報提供システム等により広報を行う。

(2) 消火及び救助に関する措置

ア 市、消防本部は、救助・救出活動を行うほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 道路管理者は、市の要請に基づき負傷者等の救助・救出及び消火活動の実施のため、必要な協力を行う。

(3) 危険物の流出等に対する応急対策

危険物の流出が認められるときには、消防、県警察及び道路管理者は、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたるものとする。

ア 二次災害の防止

(ア) 消防機関等は流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講ずる。

(イ) 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者等は水道水取水施設管理機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

(ウ) 有害物質が河川・海域等、公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。

イ 住民の安全確保

市及び県警察等は、危険物による被害が周辺に及ぶ恐れがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講ずる。

第3章 林野火災対策計画

第1節 林野火災予防計画

自然環境と森林資源及び市民の生命財産を林野火災による被害から守るために、市、県、国及び林野関係機関が実施する災害予防対策について定める。

1 火災予防体制の整備

市の林野面積は、41,952ha（「米沢市森林整備計画」抜粋）で、市総面積の約77%を占める広大な面積を擁しているため、一旦災害が発生した場合は、その特殊性から被害は計り知れないものがある。

市は、地勢等に対応した警防施策を策定するとともに、特に山間部に集落する住民の人命保護を図る。

(1) 体制等の整備

市、県、国、森林組合及び林野所有者等は、次により林野火災予防に必要な体制等の整備に努める。

ア 監視体制の整備

林野の管理者は、森林保護を兼ねた監視所・見張り所等の設置や、林野内の住民等に林野の監視、事故通報等を委嘱する等、監視体制の整備に努める。

イ 防火樹帯・防火線の整備

林野所有者等は、尾根、森林区画等を利用し、耐火樹、防火樹からなる防火樹帯を整備するとともに、地形、水利状況等を考慮して防火線を設けるよう努める。

防火線は、定期的な刈り払い等により適切な維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努める。

ウ 林道（防火道）の整備

市等は、消防用車両の通行に支障が無いよう、林道（防火道）の適切な維持管理に努める。

エ 消防水利の整備

市は、消防水利を確保するため、防火水槽の一層の整備を推進する。また、防災関係機関は、河川、湖沼、ダム及び砂防・治山関係施設等の整備にあたっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努める。

オ 消防施設等の整備

市は、国の支援措置を活用する等により、林野火災用消防施設等の整備に努める。

(2) 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等

ア 森林等への火入れ許可

市長は、森林法第21条に基づき森林等への火入れを許可する場合には、消防機関と十分協議し、火災予防に関する指導を徹底する。

また、火入れ場所が他の市町村に近接する場合には、当該市町村に通知する。

イ 火気使用施設への指導

消防機関は、森林内及びその周辺に所在する民家、山小屋、キャンプ場等の管理者に対して、火気の使用について適宜、査察や指導を行う。

(3) 危険気象等に対する警戒

ア 通常の警戒

林野の所有者、管理者及び消防機関等は、気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合には、林野の巡視、監視等を強化する。

また、周辺住民、入林者等に対し火気使用に関する注意を喚起するとともに、火災発生防止に努める。

イ 火災警報発令と警戒

市長は、気象台から火災気象通報が発表されたとき又は気象の状況が火災予防上危険と認めるときは、火災に関する警報を発令して住民、入林者等に対し周知するとともに、屋外での火気使用の制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。（資料編「50 火災多発警報発令実施要領」参照）

2 防火思想の普及

(1) 一般住民に対する啓発

市、県、森林管理署その他林野関係機関は、連携して広域的かつ総合的な林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用者のマナー向上とその定着を図る。

また、出火は行楽期等一定期間に集中していることから、出火危険期は火災予防の強化期間とし、新聞、テレビ及びラジオ等により啓発を行うとともに、登山口や林野内の道路等にポスター、立て看板及び標識板等を設置して注意を喚起する。

(2) 地域住民、林野関係者等に対する指導

ア 山火事防止対策連絡会議等の開催

市、県、森林管理署その他の林野関係機関は、山火事防止のための連絡会議等を適宜開催し、予防対策や火災発生時の対処等基本的事項等について確認し、その徹底を図る。

イ 地域での指導の徹底

市は、林野内に立ち入る機会の多い地域住民に対して、林野火災防止に関する講習会を開催する等により、防火思想の徹底を図る。

ウ 職場での指導・啓発

林野関係事業者等は、消防機関の協力を得る等により、職場で林野火災防止に関する講習会を開催し、その職員等に林野火災防止対策や火災発生時の措置等について周知徹底する。

3 消防体制等の整備

(1) 消防体制の整備

ア 消防出動計画の策定

市は、当該管轄地域の地勢、植生及び気象等を勘案し、林野火災を想定した出動計画を防災計画及び消防計画（「置賜広域行政事務組合消防本部警防規程」準用）に定める。

イ 林野火災防御図の整備

消防機関は、林野火災の特性及び消火活動上必要な事項を網羅した林野火災防御図を整備する。

なお、必要に応じ、管轄区域以外の林野地域についても、その管轄する消防機関と協議のうえ、所要の事項を表示する。

ウ 自衛消防体制の整備

林野管理者等は、林野火災が消防車両の進入が困難な場所で発生する場合は多いことを考慮し、自衛消防隊を組織する等により、初期消火体制の整備を図る。

エ 広域応援体制等の整備

市及び県は、県内外の消防機関との広域的な応援体制や森林管理署、県警察、自衛隊その他の機関との協力体制を整備し、火災発生時に効果的な消防活動が展開できるよう、平時から情報交換等に努める。

(2) 消防資機材の整備

市、県及び林野関係機関は、林野火災に対する火災防御活動に必要な資機材の整備、充実に努める。

(3) 消防水利の確保

市、消防機関は、火災防御活動時に必要な消防水利を確保するため、防火水槽の整備を図るほか、河川、湖沼等の自然水利や砂防ダム等の水源として利用できる施設等を調査し、消防水利マップを作

成する等、消防水利の一層の整備を図る。

(4) 空中消火体制の整備

県は、林野火災発生時の空中消火において、県消防防災ヘリコプターの有効活用を図るとともに、他都道府県等の消防防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターの応援出動が円滑に得られるよう体制を整備する。また、林野火災空中消火用資機材についても整備を促進する。

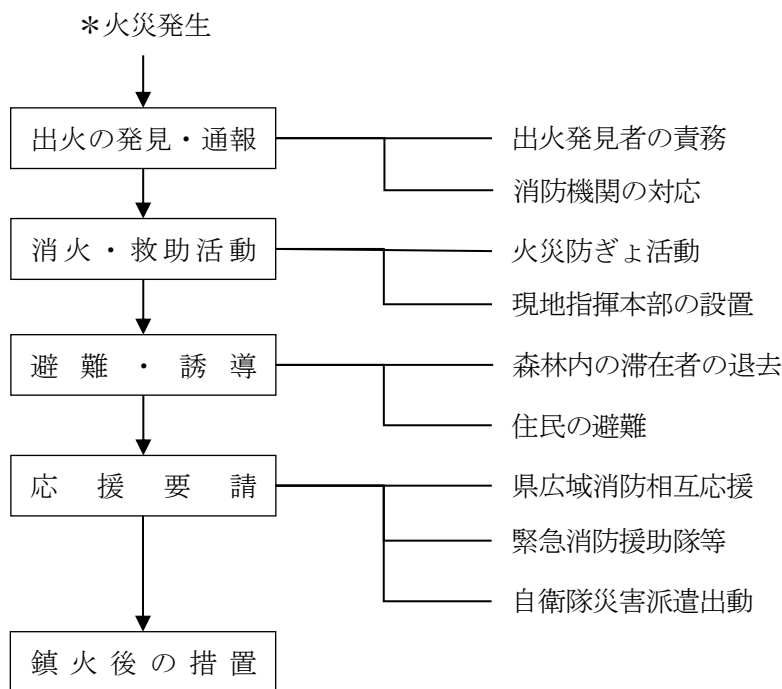
(5) 林野火災防御訓練の実施

市、県、その他の林野関係機関は、林野火災発生時における相互の協力体制の整備と火災防御技術の向上を図るため、毎年訓練の実施に努める。

第2節 林野火災応急計画

林野火災の発生に対し、迅速かつ効果的な消防活動によりその延焼を最小限に食い止めるために、森林所有者・管理者、地域住民、消防機関、県その他関係機関が連携して実施する消火・救助活動について定める。

1 林野火災応急計画フロー



2 出火の発見・通報

(1) 出火発見者の責務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに関係消防機関に通報しなければならない。

また、発生した火災が初期であり火勢が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火にあたる。

(2) 消防機関の対応

通報を受けた消防機関は、直ちに関係隊を出動させるとともに、関係機関に所要の措置を講ずるよう要請する。

3 消火・救助活動

(1) 火災防御活動

ア 地上での消火活動

市、消防機関、森林管理署及びその他の林野関係機関等は、相互に連絡を密にし、それぞれの消防計画に定めるところにより、一致協力して消火活動を行う。

イ 空中消火活動

市は、地上での消火活動では消火が困難であり、ヘリコプターによる空中からの消火の必要があると認めるときは、県に対して、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

ウ 要救助者の救助

消防機関等は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状況から、最も確実かつ安全な方法により、他に優先して人命救助活動を行う。

(2) 現地指揮本部の設置

大規模な火災の場合等は、市のほか、関係市町村、県、県警察、陸上自衛隊の派遣部隊等、多数の機関が消火・救助活動に従事することから、置賜広域行政事務組合消防本部の消防長は、これら機関相互の連絡調整を行い、消火・救助活動を統一的に実施するため、必要に応じ現場近くに現地指揮本部を設置する。

4 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

市、県警察及び消防機関等は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに市防災行政無線（同報系）、SNS、広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、登山者等の森林内滞在者に速やかな退去を呼びかける。

また、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

(2) 市民の避難

市長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、市民に対して避難指示等を行い、県警察等と協力して市民を安全に避難させる。

特に要配慮者の避難誘導については、本人、家族及び福祉・防災関係者により事前に避難支援プランを作成のうえ避難支援者を予め決めておくとともに、避難準備情報を発令するなど、時間に余裕をもった避難誘導を行う。

5 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

区分	配備時期	配置人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	林野火災により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	・防災危機管理課 ・森林農村整備課 ・本部員の指示する職員	災害警戒本部を設置する
非常体制	林野火災により、多数の死傷者等が発生した場合、またはその他の状況により市長が必要と認めた場合		災害対策本部を設置する

6 災害対策本部等の設置基準等

区分	設置基準	廃止基準
災害警戒本部	(1) 林野火災により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 (2) その他市長が必要と認めた場合	(1) 林野火災による多数の死傷者の発生のおそれがなくなった場合 (2) その他市長が必要なしと認めた場合
災害対策本部	(1) 林野火災により、多数の死傷者が発生した場合 (2) その他市長が必要と認めた場合	(1) 事故災害応急対策を概ね完了した場合 (2) その他市長が必要なしと認めた場合

7 応援要請

市又は県は、火災が大規模の場合等に、その消防力をもっては火災の鎮圧等が困難と認めるときは、次により関係機関に応援要請を行う。

(1) 県広域消防相互応援協定

被災地消防本部の消防長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、次のとおり応援を要請する。

ア 被災地等同一地区内の広域応援隊を要請する場合

被災地ブロック幹事消防本部

イ 県内全地区から広域応援隊を要請する場合

被災地ブロック幹事消防本部を通じて代表消防本部

(2) 緊急消防援助隊等

県は、消防庁に対して、大規模特殊災害時における広域航空消防応援及び緊急消防援助隊の出動を要請する。

(3) 自衛隊災害派遣出動

市長は、知事に対し自衛隊の災害活動派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは自衛隊に対して派遣要請を行うとともに空中消火資機材の手配を行う。

8 鎮火後の措置

消防機関は、鎮火後においても当分の間、再燃に備えて監視・警戒を行う。

林野の管理者等は、焼失した林地の崩壊等を防止するため、速やかに植林や治山工事を実施する等、二次災害防止措置を講ずる。

第4章 大規模停電対策計画

第1節 大規模停電対策

1 計画の目的

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、東北電力エリア・東京電力エリア・北陸電力エリアで多くの世帯が停電した。経済産業省の報告書によると、地震と津波による発電所や送配電に関する多くの機器への被害と、暖房などの電力需要が重なり、エリア一帯の電力需要と供給のバランスが大きく崩れたことが原因と言われており、発災後から復旧までに3日で約80%、8日で約94%、その他の地域では3か月以上かかった地域もあった。

当時、本市は停電しなかったものの、東北電力エリアでは、青森県、岩手県、秋田県の全域、福島県の一部、県内のほぼ全域で停電が発生し、約466万戸の市民生活や産業活動等に大きな影響が生じた。

また、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、約295万戸が停電する日本初の「ブラックアウト※」が発生し、復旧までに45時間を要し、その間、ライフラインの断絶や交通機関、医療機関の麻痺等市民生活や産業活動に甚大な影響を及ぼした。

本章では、市内での長期にわたる大規模停電の発生を想定し、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関等が直ちにとるべき対策について定める。

※ブラックアウト：大手電力会社が管轄する全エリアで停電が起こる現象

2 予防計画

(1) 情報連絡体制の整備

ア 情報収集・連絡体制の整備

市、県及び東北電力ネットワーク(株)等防災関係機関は、大規模停電災害が発生した場合に、連携して円滑な応急対策を実施できるよう、平時より緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておく。

イ 情報通信手段の整備

市、県及び東北電力ネットワーク(株)等防災関係機関は、「震災対策編第2章第6節 情報収集伝達関係」に基づき、大規模停電発生時の情報通信手段の確保に努める。

(2) 設備・備蓄の充実

市、医療・福祉施設や指定避難所等防災上重要な施設の管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な電力を確保できるよう、資機材等の設備の整備及び発電機の備蓄に努める。

(3) 燃料の確保

非常用発電機等を整備している避難所や医療・福祉施設、公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。

また、市は、災害時に優先的な燃料の供給をしてもらうため、山形県石油協同組合米沢支部と平成25年3月に「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」を締結しているが、当協定の実効性の確保及び具体化するための協議を定期的に行うものとする。

(4) 市民等の停電に対する備えの強化

市は、市民や事業所等に対し、「震災対策編第1章第2節 防災知識の普及計画」に示すとおり、食料、飲料水その他の生活必需品等避難生活に必要となる物資の備蓄に努めるよう普及啓発を図る。

また、電力会社とも連携し、平時より停電により生じ得る危険性について周知を図る。

＜停電発生後の留意事項＞

■自宅にいるとき

- ・パソコンや家電製品の電源を切り、プラグをコンセントから抜く。
- ・ブレーカーを切る。(家の外に避難するときもブレーカーを切る)
- ・懐中電灯等の灯りを確保する。
- ・市からの情報や電力会社のウェブサイト、災害情報のアプリ等で復旧までにかかる時間を確認する。等

■屋外にいるとき

- ・信号機の灯火が消えている交差点等では、安全確認を十分に行いながら進行する。
- ・歩いて避難する場合は、車が多い交差点はできるだけ避ける。
- ・夜道は危険なのでなるべく歩かない。
- ・断線した電線に近づかず決して触れない。等

(5) 倒木対策

市は、市管理施設敷地内や街路上の倒木を予防するため、倒木の危険性のある樹木を調査し、必要に応じて伐採等の措置を講じる。

また、森林所有者等は、倒木による電線の破線を避けるため、枝打ち、間伐、伐採等の励行を図る。

(6) 東北電力ネットワーク(株)の措置

東北電力ネットワーク(株)は、大規模停電災害の発生に備え、次の措置を講ずるものとする。

ア 防災知識の普及啓発

ウェブサイト上に、市民等に向けた緊急時の対応に関する情報を提供するとともに、市と連携を図り、市ウェブサイト等により、市民等に向けた大規模停電時の対応等の防災知識の普及啓発を図る。

＜災害時の対応の仕方＞

東北電力ネットワーク(株)ホームページ (<https://nw.tohoku-epco.co.jp/disaster/>)

■災害時の対応についてのお願い

- ・地震のときは？
- ・台風のときは？
- ・災害時に役立つアイテム
- ・突然電気が消えたら？

■停電状況及び復旧の見通し (<https://nw.tohoku-epco.co.jp/teideninfo/>)

- ・ネットワークコールセンター（平日・休日を問わず、24時間受付）
フリーダイヤル 0120-175-366

(出典：東北電力ネットワーク(株))

イ 防災訓練の実施

独自の防災訓練の実施はもとより、大規模停電災害を想定した市、県が実施する防災訓練に参加するなど、防災関係機関との連携強化を図る。

ウ 電力設備の整備促進

電力設備の防災対策等を実施し、安全性・信頼性の向上を計画的・総合的に実施する。

3 応急対策計画

(1) 応急活動体制

ア 市

市長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る応急対策を実施する。

市における配備基準は、「震災対策編第2章第1節 災害対策本部」又は「震災対策編第2章第1節 災害対策本部」のとおりとする。

イ 防災関係機関

防災関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を図りながら、その所管に係る応急対策を実施する。

ウ 東北電力ネットワーク㈱

東北電力ネットワーク㈱は、大規模停電災害が発生した場合、速やかに市、県及び防災関係機関に状況を報告するとともに、「震災対策編第2章第22節 電力供給施設災害応急計画」又は「風水害等対策編第2章第22節 電力供給施設災害応急計画」に定めるところにより応急対策を実施する。

(2) 情報の収集・伝達

ア 市

市は、市域において大規模停電災害が発生又は発生おそれがあるときには、本計画の定めるところにより、速やかに停電状況や被害状況を取りまとめ、県に報告する。

イ 東北電力ネットワーク㈱

東北電力ネットワーク㈱は、大規模停電災害が発生した場合、市、県及び防災関係機関に停電状況等を連絡するとともに、ホームページ上への情報公開に努める。

また、停電の復旧時期について可能な限り正確に見極め、公表するよう努める。

(3) 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、非常用電源を配備することにより、業務の継続性を確保するとともに、電源設備の故障等に備え、複数の通信手段の確保に努める。

(4) 石油類燃料の供給対策

市は、大規模停電災害時の応急対策への燃料不足による支障を避けるため、山形県石油協同組合米沢支部と締結した「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく供給やタンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し、確保に努める。

(5) 災害広報

市は、災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市民等に対して行う災害広報は、「震災対策編第2章第9節広報計画」又は「風水害等対策編第2章第9節 広報計画」の定めによるほか、市民等への広報は、概ね次のような項目について行う。

<広報内容>

- ・ 停電の状況及び停電に伴う災害の状況
- ・ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・ 停電の復旧の見通し
- ・ 給水所や避難所の開設状況
- ・ 停電時における注意事項 等

(6) 市民生活の安全確保

市は、長期にわたり停電が予想される場合には、早急に次のような対策を実施する。

ア 避難対策

市は、大規模停電災害により市民等の生命及び身体の安全・確保を図るため、必要がある場合は、「震災対策編第2章第10節 避難計画」又は「風水害等編第2章第10節 避難計画」の定めるところにより、避難所の開設や避難誘導等を実施する。

イ 消防・救急・救助活動

消防・救急・救助活動については、「震災対策編第2章第11節 救助・救急計画」、「同第12節 消火活動計画」又は「風水害等対策編第2章第13節 救助・救急計画」、「同第14節 消火活動計画」の定めによるものとし、特に関係機関の連携による警戒パトロールや火災発生に対する迅速な消火活動、停電地区での通電火災の注意喚起、医療機関との連携による円滑な救急搬送等に努める。

ウ 緊急的な電力供給

市は、電源を喪失した防災関係機関、医療・福祉施設、避難施設等のうち電源車の配備先を検討し、「災害時の協力に関する協定」に基づき、東北電力ネットワーク(株)へ要請する。

エ 給水支援

飲料水の供給については、「震災対策編第2章第29節 生活支援関係 第2」又は「風水害等対策編第2章第29節 生活支援関係 第2」における対応に準じる。

オ 入浴支援

市は、入浴支援に当たり、自衛隊に仮設風呂の開設を要請するほか、民間の入浴施設の開設を要請することを検討する。

(7) 自衛隊派遣要請

市は、停電による災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「震災対策編第2章第2節 広域応援計画」又は「風水害等対策編第2章第2節 広域応援計画」の定めにより、自衛隊の災害派遣を要請する。

(8) 広域応援

市は、停電による災害の規模により、市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「震災対策編第2章第2節 広域応援計画」又は「風水害等編第2章第2節 広域応援計画」の定めにより、県、他市町村、他の消防本部等へ応援を要請する。

第2節 計画停電等への対応

1 計画の目的

計画停電の実施及び大規模停電の発生時において、市及び市各部局の役割や関係機関との連絡体制を明確にし、市民及び事業者等への迅速な情報提供、被害等の情報の把握や対応を的確に行うことにより、市民生活の安全・安心を確保する。

2 基本方針

「人命尊重」・・・停電の発生に伴い市民の生命・身体への被害が生じないことを最優先とし、市民への情報提供や危機対応を実施する。

3 定義

(1) 計画停電

電力需要が供給を上回ることが予想される場合に、電気事業者が、特定の地域・時間において計画的に停電を行うこと。2011年、地震と津波で福島第一及び第二原子力発電所をはじめ、火力発電所、水力発電所および変電所、送電設備に大きな被害が発生したことにより、東北電力(株)でも管轄地域内の秋田県、山形県、新潟県の3県を中心とした一部地域で計画停電を行うことを3月15日に発表し、3月16日から実施の予定だったが、需給バランスが緩和したため中止されている。

(2) 大規模停電

突発的にかつ複数の市町村にまたがる広範囲な地域における停電(速やかに復旧し、被害等がほとんど認められない見込みのものを除く)。

(3) 需給ひっ迫警報

電力の供給予備率が3%を下回る可能性がある場合に、電気事業者及び国(経済産業省資源エネルギー庁)が特定の地域・時間において発令するもので、当該地域すべての需要家に対して一層の節電を要請するもの。

4 対象事象(対象範囲)

- (1) 電力需給がひっ迫し警報が発令された場合
- (2) 計画停電の実施が見込まれる又は実施される場合
- (3) 大規模停電が発生し、市民の生命、身体又は財産等に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生している場合(災害による停電及び停電の原因と想定される事象を所管する部局が速やかな対応を行っている場合を除く。)

5 計画停電等に備えた危機管理体制

(1) 事前の対応

- ア 各所管施設等の非常用電源(自家発電設備等)の状況を確認する。
- イ 警戒本部等設置に伴う事前準備及び連絡体制を確認する。
- ウ 防災関係機関、医療機関、商工会議所等の関係者と情報共有のための連絡体制を確保する。
- エ 緊急事態に備えて関係機関との連絡体制を確保する。
- オ ホームページ等による情報発信
 - a 計画停電に伴う各所属の問合せ窓口の掲載
 - b 東北電力(株)ホームページへのリンク設定
 - c その他各所属において広報が必要と思われる事項

(2) 体制等

段 階	発 生 事 象	体 制	動 員
レベル1	☐ 翌週に電力がひっ迫する可能性がある場合	災害警戒本部※1	—
レベル2	☐ 需給ひっ迫警報が発令された場合 ☐ 発電施設に大規模な障害等が発生し需給ひっ迫が明白になった場合		
レベル3	☐ 計画停電の実施又は実施の見込みがある場合	災害対策本部※2	本部長が活動に必要なと認める人員
レベル4	☐ 計画停電、大規模停電により相当規模の被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合 ☐ 大規模停電が発生した場合		

※1 災害警戒本部の職員動員配備体制は、「震災対策編第2章第1節 災害対策本部」の第3配備体制に準じる。

※2 災害対策本部の職員動員配備体制は、「震災対策編第2章第1節 災害対策本部」の災害対策本部体制に準じる。

6 情報連絡体制等

(1) レベル1（翌週に電力がひっ迫する可能性がある場合）

項 目	対 応
体制等	☐ 市内における一層の節電の取り組みを進める。 ☐ 各所属内の連絡体制を確保する。
連 絡	☐ 電力需給状況に関する情報を、防災情報システム等を利用して各所属等へ伝達する。

(2) レベル2（需給ひっ迫警報が発令された場合、発電施設に大規模な障害等が発生し需給ひっ迫が明白になった場合）

項 目	対 応
体制等	☐ 災害警戒本部の設置
連 絡	☐ 各所属長宛てへの連絡(需給ひっ迫警報等) ①警報発令対象の日時 ②ひっ迫状況 ③発電設備の障害の状況
所属での対応	☐ 災害警戒本部の体制維持 ☐ 所属における節電の一層の徹底 ・所属の各施設・事業所等において対応可能な緊急節電（事務事業に支障がない範囲で可能な限りの対応） ・熱中症等に十分に注意してエアコンの設定温度を上げる、もしくは停止する。 ・照明やOA機器などの使用を最小限におさえる。 ・その他、対応可能な緊急節電対策を講じる。 ☐ 市民周知 ・各所属の市民対応窓口等を通じて市民への周知。 ・所属の事務事業を通じて可能な方法での市民周知。
地域及び関係機関等との連携	☐ 防災関係機関、医療機関、商工会議所等の関係者と情報共有のための連絡体制を確認する。 ☐ 緊急事態に備えて関係機関との連絡体制を確認する。 ☐ 東北電力ネットワーク㈱との連携体制を確認する。

(3) レベル3（計画停電の実施又は実施の見込みがある場合）

項 目	対 応
体制等	☐ 災害対策本部の設置 ☐ 市民からの問合せ対応、広報活動、情報収集活動等を行う。 ☐ 情報収集活動 ・住民の状況把握 ・ガス、水道、下水道等ライフラインの状況把握 ・道路交通、公共交通機関の状況把握 ・庁舎、事業所、所管施設の状況把握 ・企業、事業所等の状況把握等 ☐ 緊急事態が発生した場合は、防災危機管理課と各所属とが連携を図り事態に対処する。 ☐ 被害情報の集約 ・被害発生場所 ・被害内容 ・被害の影響 ・対応状況 ☐ 被害情報は、原則として、9時、12時、15時、18時現在の情報等を取りまとめる。 ☐ 報道機関に対しても上記報告時間に情報の提供を行う。
広 報	☐ 各所属の市民対応窓口や各施設の掲示版等への掲出文の掲示（①、③掲出文） ☐ 庁内放送による広報（②、④周知用文） ☐ ホームページへの停電情報の掲載 ※確定情報については、前日発表された予定情報が当日の需給状況により変更されている場合があるので注意すること。 ☐ SNS等による停電に関する広報の実施（⑨広報文） ☐ 同報系防災行政無線による停電に関する広報（⑨広報文） ☐ その他、各所属の事務事業を通じて可能な方法での広報
地域及び関係機関等との連携	☐ 防災関係機関、医療機関、商工会議所等の関係者と情報共有を図る。 ☐ 緊急事態に備えて関係機関との情報共有を図る。 ☐ 東北電力ネットワーク㈱との情報共有を図る。

(4) レベル4（計画停電、大規模停電により相当規模の被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、大規模停電が発生した場合）

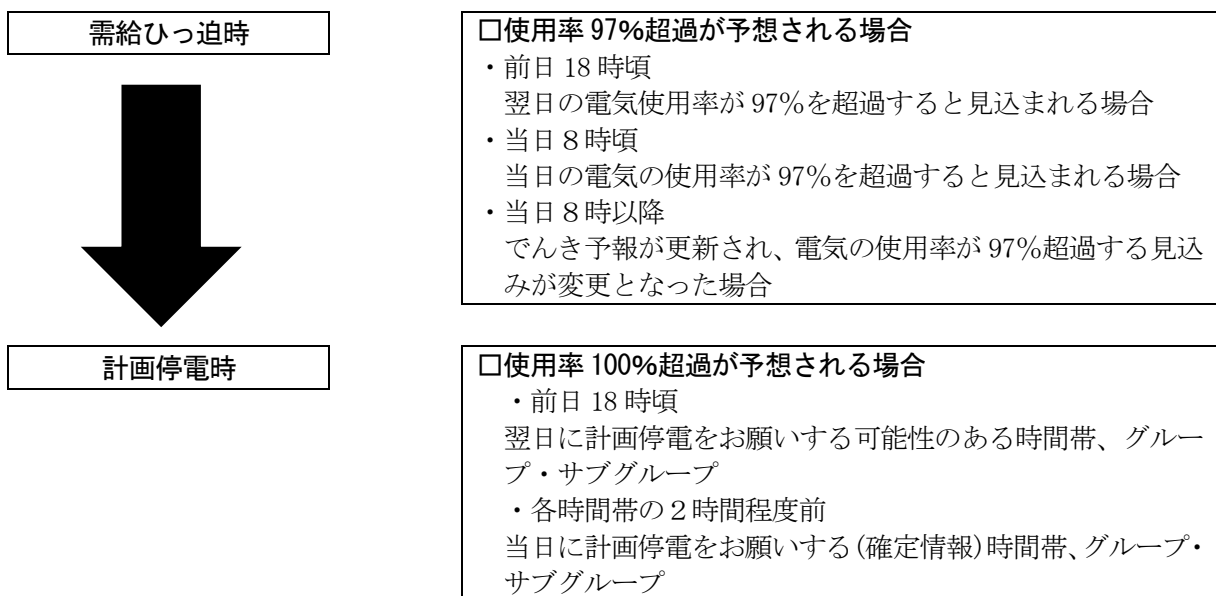
項 目	対 応
体制等	☐ 災害対策本部の設置 ☐ 市民からの問合せ対応、広報活動、情報収集活動等を行う。 ☐ 情報収集活動 ・住民の状況把握 ・ガス、水道、下水道等ライフラインの状況把握 ・道路交通、公共交通機関の状況把握 ・庁舎、事業所、所管施設の状況把握 ・企業、事業所等の状況把握等 ☐ 緊急事態が発生した場合は、防災危機管理課と各所属とが連携を図り事態に対処する。 ☐ 被害情報の集約

	・被害発生場所 ・被害内容 ・被害の影響 ・対応状況 ☐被害情報は、原則として、9時、12時、15時、18時現在の情報等を取りまとめる。 ☐報道機関に対しても上記報告時間に情報の提供を行う。
広 報	☐各所属の市民対応窓口や各施設の掲示版等への掲出文の掲示（①、③掲出文） ☐庁内放送による広報（②、④周知用文） ☐ホームページへの停電情報、被害情報の掲載 ※確定情報については、前日発表された予定情報が当日の需給状況により変更されている場合があるので注意すること。 ☐SNS等による停電に関する広報の実施（⑨広報文） ☐同報系防災行政無線による停電に関する広報（⑨広報文） ☐その他、各所属の事務事業を通じて可能な方法での広報
地域及び関係機関等との連携	☐防災関係機関、医療機関、商工会議所等の関係者と情報共有を図る。 ☐緊急事態に備えて関係機関との情報共有を図る。 ☐東北電力ネットワーク㈱との情報共有を図る。

(5) 停電回避及び終了の公表・連絡があった場合

項 目	対 応
広 報	☐各所属の市民対応窓口や各施設の掲示版等への掲出文の掲示（⑤、⑦掲出文） ☐庁内放送による広報（⑥、⑧周知用文） ☐ホームページによる停電実施回避情報の掲載 ☐SNS等による停電実施回避情報の広報の実施 ☐その他、各所属の事務事業を通じて可能な方法での広報
地域及び関係機関等との連携	☐防災関係機関、医療機関、商工会議所等の関係者と情報共有を図る。 ☐東北電力ネットワーク㈱との情報共有を図る。

(6) 需給ひっ迫警報発令から計画停電までの流れ(平成24年度参考)



＜受給ひっ迫警報発令から計画停電への流れ＞

前日 18:00 目途	☐ 需給ひっ迫警報（対象者：事前に登録されているメディア）の発令（第一報） ・電力広域機関による融通指示等、あらゆる需給対策を踏まえても、広域予備率が3%（ただし、2021年度は複数エリアで3%）を下回る見通しとなった場合、前日 18:00 を目途に資源エネルギー庁から警報を発令。 ※翌日節電要請、計画停電等を行う可能性がある場合、一般送配電事業者から実施の可能性を公表する。
当日 9:00 目途	☐ 需給ひっ迫警報（対象者：事前に登録されているメディア）の発令（第二報） ・当日 9:00 を目途に資源エネルギー庁から警報を発令。 ※需給ひっ迫のおそれが解消されたと判断される場合には警報を解除する。
実需給の 3～4時間前	☐ 需給ひっ迫警報（対象者：事前に登録されているメディア）の発令（第三報） ・需給ひっ迫状況が解消されない場合、実需給の3～4時間前を目安に、資源エネルギー庁から警報（第三報）を発令。

無理のない範囲での節電のお願い、節電要請（数値目標有／無）

警報発令・節電要請等を行った後も予備率が1%を下回る見通しの場合

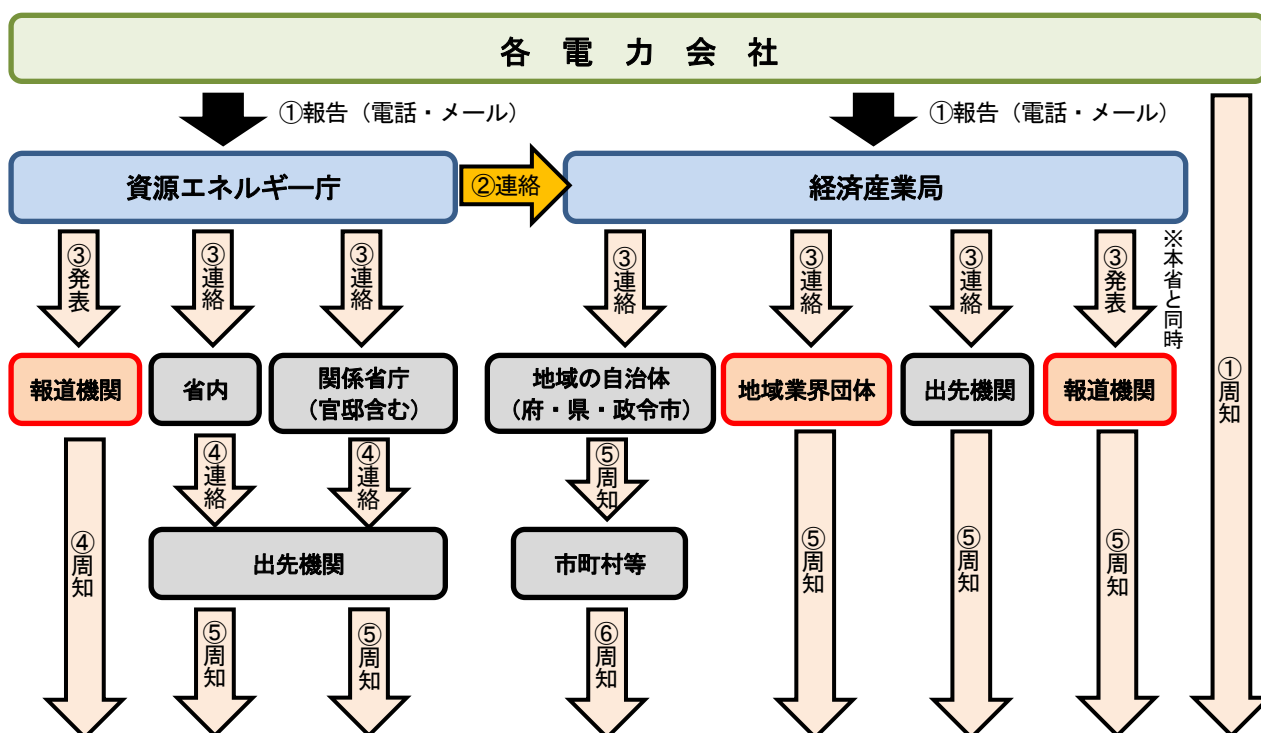
☐ 緊急速報メールの発出（対象者：不足エリア内の携帯ユーザー）
・不足エリア内の携帯ユーザーに、資源エネルギー庁から「緊急速報メール」を発信。
※緊急速報メールは、早朝・深夜の時間帯等、需要抑制効果が見込めないと判断される場合には送信しない。

実需給の2時間程度前

計画停電の実施を発表

※自然災害や電源の計画外停止が重なるなど、急遽供給力不足に至るケースにおいては、上記スキームに限らず警報等を発令する場合がある。

＜電力需給ひっ迫の連絡体制イメージ＞



(7) 計画停電の周知(平成24年度参考)

①事前の内容確認

- 東北電力ネットワーク(株)が、計画停電の仕組み等について公表・ホームページ掲載
- 個々の契約者へは、速やかに東北電力ネットワーク(株)から周知(どのグループに属するか、月間スケジュール等)

＊グループの確認方法

- ・東北電力ネットワーク(株)のHP上の検索システム(お客様番号により確認)
- ・東北電力ネットワーク(株)からのダイレクトメール発送
- ・東北電力ネットワーク(株)のお問い合わせ専用ダイヤル(お客様番号により確認)

②実際の発動に係る連絡

- 東北電力ネットワーク(株)HP等で「でんき予報」を確認
(<https://setsuden.nw.tohoku-epco.co.jp/graph.html>)
- 希望者には、東北電力ネットワーク(株)HPにおいて携帯電話やパソコンを事前に登録すれば、「需給ひっ迫のお知らせメール」や「計画停電」のお知らせを配信
(https://mail.nw.tohoku-epco.co.jp/pc/service_info.html)

発信者	種別	対 象	タイミング
国	ひっ迫警報	登録者	①前日18時、②当日9時
	緊急速報メール	携帯電話利用者 NTTdocomo、au、SoftBank	最初の計画停電の4時間前
東北電力 ネットワーク (株)	需給ひっ迫 (97%超)	登録者【自治体】	①前日プレスリリース時 ②前日18時 ③当日8時 ④ひっ迫の2時間前 ⑤ひっ迫解消時
		登録者【一般】	①前日18時 ②当日8時 ③ひっ迫の2時間前 ④ひっ迫解消後(※)
	計画停電 (100%超)	登録者【自治体】	①前日18時 ②当日8時 ③各グループ計画停電実施の2時間前 ④各グループ計画停電終了時
		登録者【一般】	①前日18時 ②各グループ計画停電実施の2時間前

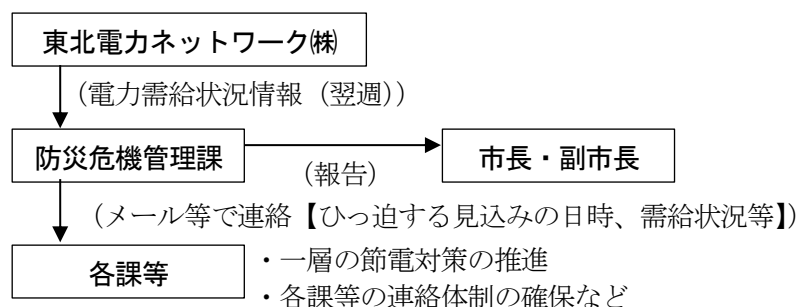
注1 (※)は、需給ひっ迫解消後、当日18時(当日18時時点でも需給がひっ迫している場合は翌日8時)に送信

注2 上記のほか、東北電力ネットワーク(株)からプレスリリース、同社HP、ツイッター等により広く周知が行われる予定

(8) 各段階の対応体制と情報伝達のフロー図

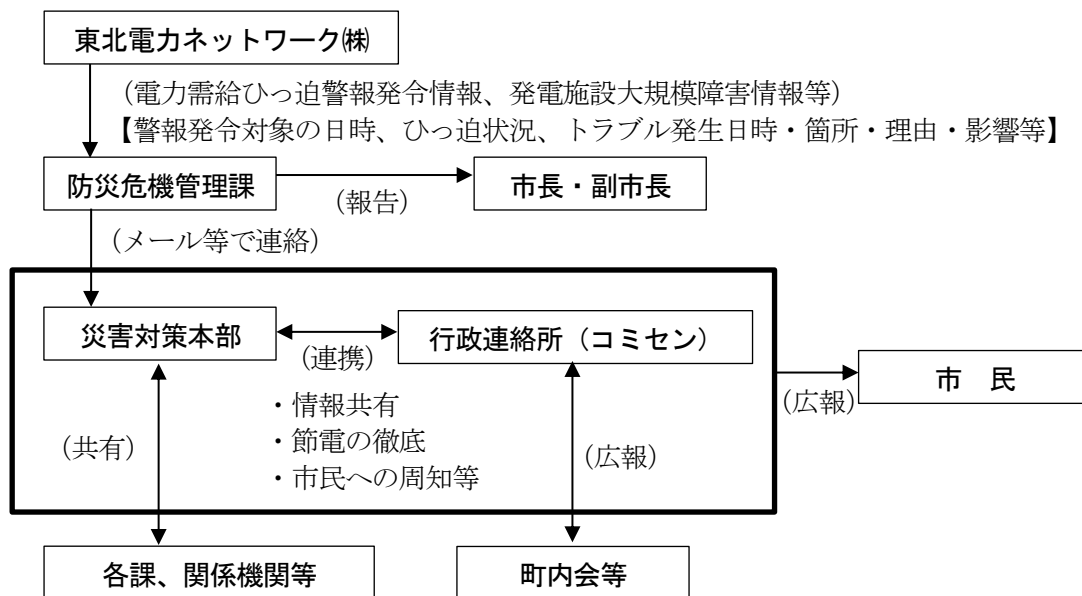
レベル1

(翌週に電力がひっ迫する可能性がある場合)



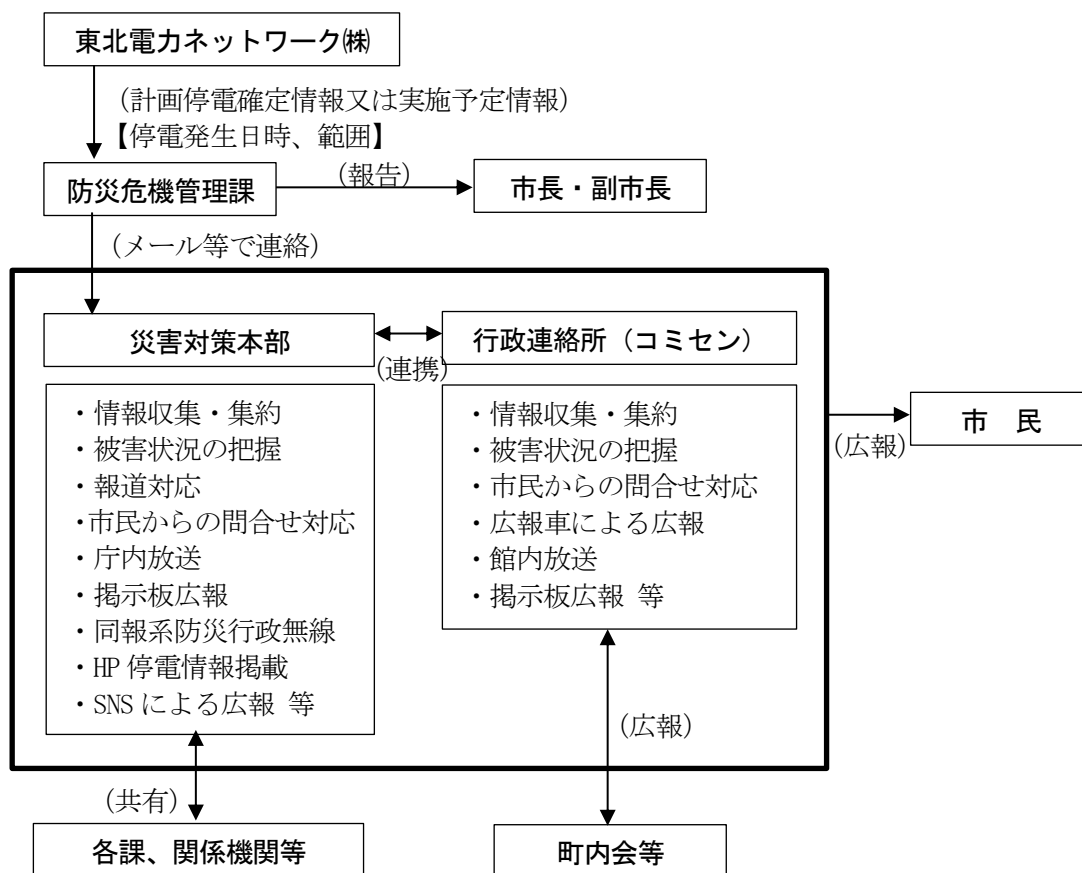
レベル2

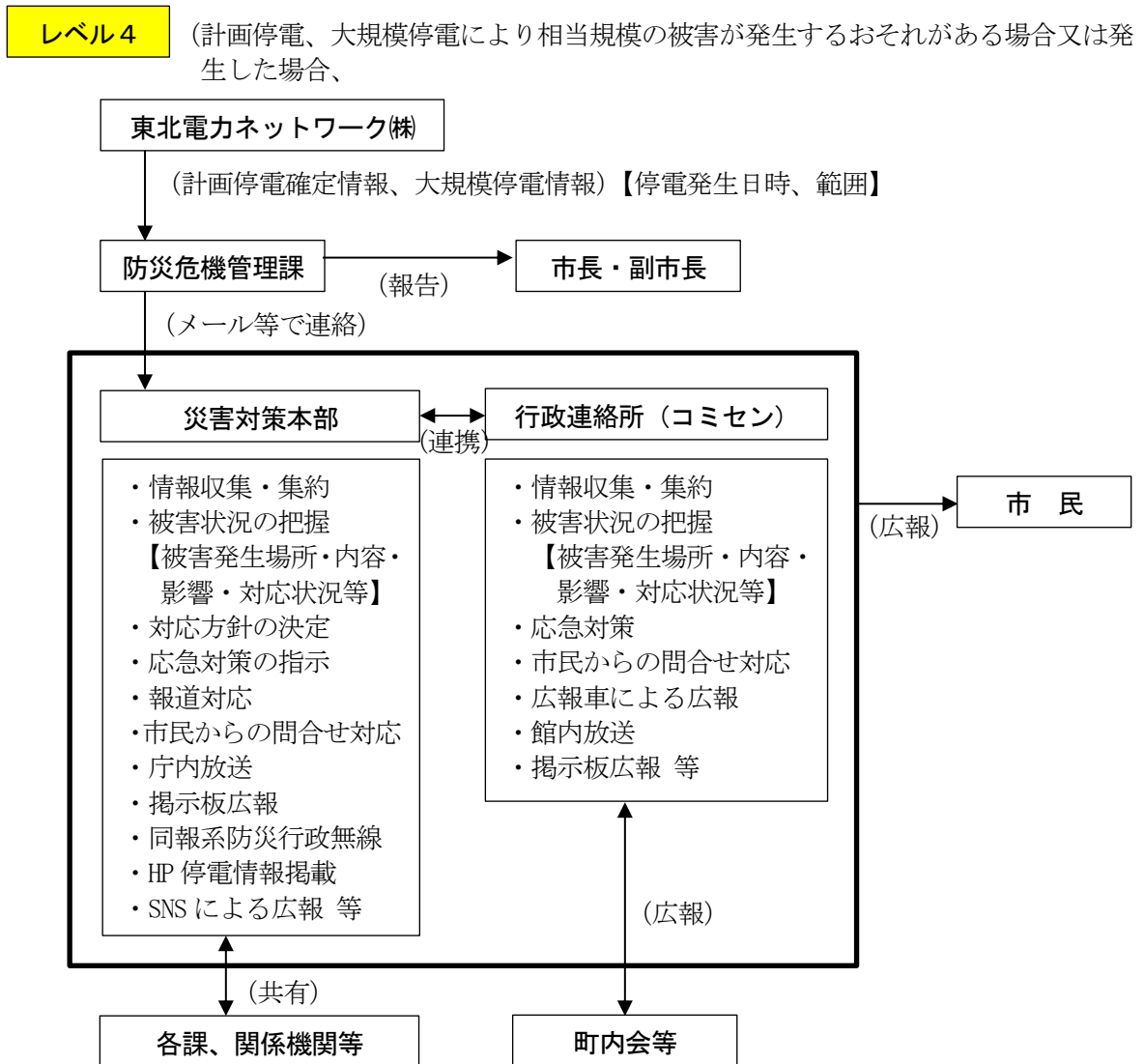
(需給ひっ迫警報が発令された場合、発電施設に大規模な障害等が発生し需給ひっ迫が明白になった場合)



レベル3

(計画停電の実施又は実施の見込みがある場合)





7 東北電力ネットワーク(株)電力センター連絡先

事業所名	住 所	電話番号
山形支社	山形市本町二丁目1番9号	代表 023-641-1321
米沢電力センター	米沢市門東町三丁目2番40号	代表 22-9465 FAX 21-5365

8 市民への停電情報の周知等（節電から停電へ）

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機とした電力不足に対応するため、様々な節電対策に取り組んでいるが、大規模な電源脱落等が発生した場合には電力需給がひっ迫する可能性もあり、引き続き予断を許さない状況である。

そのため、市は関係各方面と連携協力して、市民に対して日常生活や社会活動に無理のない範囲で身近なところからの節電を呼びかけるとともに、市民生活の安心・安全を守るため、自ら率先して使用電力の抑制に向けた取組みを進める。

また、電気事業者（東北電力ネットワーク(株)）があらかじめ公表する計画停電の実施計画については、速やかにその概要について市民周知を図るとともに、計画停電の実施に至るまでの間において需給ひっ迫時の節電対応を徹底し計画停電をできる限り回避する取組みを推進する。

(1) 電力需給ひっ迫時

ア 情報発信

東北電力ネットワーク(管内において電力需給がひっ迫(使用率が97%を超過)する見込みとなった際には、本マニュアルにより関係部局へ連絡し、市民や事業者の皆様により一層の節電への協力を呼びかける。

(情報発信方法)

- ・ホームページ等による発信
- ・SNSによる発信 (Facebook、LINE、Twitter)
- ・本市各施設での掲示板等への掲示
- ・本市各施設での館内放送
- ・防災行政無線(同報系)による広報
- ・広報車による周知活動 など

イ 呼び掛け内容

- ・家庭では、健康に注意しながらエアコンの温度設定を省エネ側に設定したり、照明を必要最小限にとどめるなどの一層の節電徹底。
- ・オフィスなどでは、エアコンの温度設定を省エネ側に設定するほか、OA 機器や照明などの使用を最小限に控えるなど、業務に支障のない範囲で一層の節電徹底。
- ・事業者においても事業活動に影響を及ぼさない範囲で一層の節電徹底。

ウ ひっ迫時の本市対応

市民生活や産業・経済に甚大な影響を与える大規模停電を回避すべく、以下の緊急措置を実施する。

ただし、職場の状況に応じ、混乱や事故等が起きないように安全性、市民・職員の健康状態等を考慮して弾力的に実施することとする。

- ・空調の停止もしくは電力消費を下げる運転方法に変更する。
- ・照明の消灯
- ・パソコンの電源をOFFにする。
- ・下水道施設では、水質悪化リスクや降雨時の浸水リスクを避けつつ下水処理設備の一部を停止して使用電力の削減を図る。

(2) 市民に対する停電等情報の伝達

停電情報の伝達内容は次のとおりとする。

段階	発 生 事 象	市民への情報伝達
レベル1	☐ 翌週に電力がひっ迫する可能性がある場合	☐ 電力需給に関する情報
レベル2	☐ 需給ひっ迫警報が発令された場合 ☐ 発電施設に大規模な障害等が発生し需給ひっ迫が明白になった場合	☐ 警報発令対象の日時 ☐ ひっ迫状況 ☐ 発電設備の障害の状況
レベル3	☐ 計画停電の実施又は実施の見込みがある場合	停電情報 ☐ 停電発生日時 ☐ 停電の範囲
レベル4	☐ 計画停電、大規模停電により相当規模の被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合 ☐ 大規模停電が発生した場合	停電情報 ☐ 停電発生日時 ☐ 停電の範囲 ☐ 停電の原因 ☐ 復旧の見込み

(3) 広報手段

需給ひっ迫警報の発令、計画停電の実施の見込み、計画停電実施及び注意事項等の周知には、①市

ホームページ等（SNSを含む）への掲載、②プレスリリース、③本市各施設での掲示板等への掲示、④本市各施設での館内放送、⑤本市広報車（コミュニティセンター含む）による周知放送、⑥地区委員等の協力によるチラシ配付等、様々な広報手段を活用する。

(4) 市民に対する停電時の注意事項

停電時の注意事項

(1) 停電に備え、事前にご準備いただきたいもの

- ① 熱中症防止のため、小まめな水分補給をお願いします。また、給水ポンプの停止などにより、水道水が使えない可能性もあります。（飲料水、保冷剤、生活用水のくみ置きなど）
- ② 停電時はテレビなどの使用ができませんので、ラジオや携帯電話の準備・充電確認をお願いします。（携帯ラジオ、乾電池、携帯電話の充電確認及び電池式充電器など）

(2) 停電時の注意事項

《安全機器・医療機器などのご使用について》

- ① 信号機は、消灯している可能性がありますので、交差点を通行の際には、十分ご注意ください。
- ② 人工呼吸器などの医療機器をご自宅で使用されている場合は、バッテリーなどのご準備や計画停電時間帯でも通電している病院へ事前にご移動いただくなど、停電時の対応について医療機関や医療機器メーカーとご相談ください。
- ③ 小型発電機については、発電機からの排気ガスに一酸化炭素などの有害物質が含まれていますので、室内では使用しないでください。
- ④ 各種セキュリティシステム（防犯）は、作動しない場合がありますので、事前確認をお願いします。
- ⑤ 照明の代用品などとして、ろうそくなどを使用される場合は、火災にご注意ください。必要に応じて、懐中電灯などをご準備ください。
- ⑥ カセットこんろ、七輪などを室内で調理される際には、窓を開けるなど十分に換気をおこなってください。

《マンション・ビルにおける注意事項》

- ① エレベーターは、停電により閉じ込められる可能性がありますので、停電時間帯をご確認の上、事前に使用を中止ください。
- ② オートロック、機械式駐車場、駐車場開閉ゲートなどは、停電により稼動しなくなるため、ご注意ください。

《家電製品などのご使用について》

- ① エアコン、扇風機は、停電中は使用できませんので、熱中症にご注意ください。
- ② 回転機器（電動工具、扇風機など）は、停電解消後の作動により、事故に至る危険性がありますので、プラグをコンセントから抜いてください。
- ③ 電熱機器（アイロン、ドライヤーなど）は、停電解消後の加熱による火災防止のため、プラグをコンセントから抜いてください。
- ④ 電子機器（パソコンなど）は、ご使用中に停電になりますと入力中のデータが失われたり、機器が故障する場合がありますので、ご注意ください。
- ⑤ 冷蔵庫は、扉の開閉を控えたり、氷を冷蔵庫に入れておくなど、庫内の保冷にご注意ください。
- ⑥ 換気扇、ガス警報器は、停止していますので、ガス機器の使用時は、ご注意ください。
- ⑦ ブレーカーは、出掛ける際は、分電盤のブレーカーを切ってから外出していただくと、忘れによる事故を防ぐことができます。

- ⑧ タイマー機能を用いる電気製品（電気炊飯器、ビデオなど）は、時刻設定がずれたり、予約設定が解除される場合がありますので、停電解消後、ご確認ください。
- ⑨ 水槽のエアポンプなどは、停電によりポンプが停止しますので、水槽管理にご注意ください。
- ⑩ 電気温水器、エコキュートは、停電に伴い、機種によってはリモコンの時刻設定がクリアされることがありますので、停電解消後に設定をご確認ください。

(3) 停電解消（通電）の確認方法

- ① 冷蔵庫のモーター音や、インターネット回線のルーターランプの点灯などで確認下さい。
- ※ 隣近所で通電しているにもかかわらず、停電が続いている場合は、分電盤のブレーカーを確認してください。（ご不明な場合は最寄りの東北電力㈱営業所等までお問い合わせください。）

(5) 市民に対する計画停電の周知用チラシ（例）

（表）

＊＊〇〇年〇月〇日

市民の皆さまへ

万が一の計画停電への備え（米沢市）

計画停電が実施されないよう節電対策に最大限努めておりますが、万が一の備えてとして次のとおり準備をお願いします。

※期 間 ＊＊〇〇年〇月〇日（○）～〇月〇日（○）

※時間帯 ８：３０～２１：００

※確認していただきたい事項

※グループとサブグループ（グループ）（サブグループ）

※計画停電予定日時（月日 / ）（時間帯 ）

（月日 / ）（時間帯 ）

※計画停電のお知らせ

- ・東北電力ネットワーク㈱HPで「でんき予報」を確認してください。
(<https://setsuden.nw.tohoku-epco.co.jp/graph.html>)
- ・希望者には、東北電力ネットワーク㈱HPにおいて携帯電話やパソコン用メールアドレスを事前に登録すれば、「需給ひっ迫のお知らせメール」や「計画停電」のお知らせが配信されます。
(https://mail.nw.tohoku-epco.co.jp/pc/service_info.html)
- ・東北電力ネットワーク㈱HPで、「停電情報」を確認してください。スマートフォンアプリを登録すれば、停電や復旧の情報が簡単に確認できます。

【東北電力ホームページ】

パソコン <https://www.tohoku-epco.co.jp/>

【東北電力ネットワーク㈱お客様センターのお問い合わせ専用ダイヤル】

電 話 ××××-×××-××××（受付時間 月～金 9:00～20:00（土日祝日、年末年始を除く）

F A X ××××-×××-××××（受付時間 平日（月～金） 9:00～17:30）

- ・米沢市のホームページ (<https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/>)
- ・米沢市の問い合わせ窓口

事 項	所属課	担 当	連絡先
×××	×××課	×××	0238-**-****
×××	×××課	×××	0238-**-****

(裏)

＜計画停電時の注意事項＞

停電前にご注意いただきたいこと	
ご自宅で医療を受けられているお客さまで、停電中の健康状態がご心配な方は、事前に医療機関などにご相談いただきますようお願いいたします。	ご自宅で人工呼吸器などの医療機器をご使用されている場合は、バッテリーなどの代替電源のご準備や、停電による影響が緩和される医療機関等への退避などのご対応についてご相談ください。
ラジオ、携帯電話などの通信機器の準備と充電の確認をお願いいたします。	停電時はテレビやほとんどの固定電話が使用できないため、その他通信機器（ラジオ、携帯電話など）の準備をお願いします。 あわせて、電池の準備や充電のご確認をお願いします。
冷蔵庫（冷蔵室）の温度を維持するため、ドアの開閉を控えたり保冷剤などをご準備ください。	冷蔵庫は数時間程度は保冷効果を維持しますが、保冷剤などを冷蔵室に入れ、保冷効果を高めてください。 また、停電時は冷蔵庫のドアの開閉を控えてください。
水槽の魚などをいけすに分散していただく家電知識エアープンプをご用意ください。	停電時は水質や水温の管理にご注意ください。
パソコンなどのOA機器はデータを保存し、電源を切ってください。	使用中に停電になると、入力中のデータが消えたり、機器が故障するおそれがあります。
マンションなどでは、水道が使えない可能性があるため、飲料水の準備や、浴槽などへの汲み置きをお勧めします。	電気だけでなく、ガスや水道が使えなくなる可能性があります。
停電中にご注意いただきたいこと	
体調管理には十分ご注意ください。	エアコンや扇風機などはご使用になれませんので、服装の工夫、こまめな水分補給などにより、熱中症などの予防に心がけてください。
交差点を通行される際には十分ご注意ください。	停電によって、信号機が消灯していることが考えられます。徒歩や車両で交差点を通行される際には、十分ご注意ください。
アイロンなどの電熱器具はコンセントからプラグを抜いてください。	停電解消時の火災防止のため、アイロン、ヘアドライヤー、トースターなどの電熱器具は、コンセントからプラグを抜いてください。
ろうそくを使用される際には火災に十分ご注意ください。	ろうそくが倒れると、火災の原因となりますので、十分ご注意ください。
室内で七輪や小型発電機などを使用しないでください。	練炭や炭を燃料とした七輪、小型発電機などを室内で使用すると、一酸化炭素中毒になる可能性がありますので、室内でのご使用はおやめください。
ガス漏れ警報機や換気扇などは作動しない場合がありますのでご注意ください。	ガス漏れ警報機や換気扇は作動しない場合があるため、窓を開けるなど十分に換気してください。
モーターを使った電気製品はコンセントからプラグを抜いてください。	停電解消時の事故防止のため、扇風機やハンドミキサー、電気ドリルなどの回転器具・装置は、コンセントからプラグを抜いてください。

(6) 市民に対する周知用資料(東北電力株資料：月間予定スケジュール・平成24年度参考)

万が一計画停電をお願いする場合のスケジュール(月間予定)

計画停電をお願いする可能性がある時間帯は、グループ間の偏りがないよう日ごとに変わります。
また、同じグループにおいても、サブグループ間の偏りがないよう日ごとをお願いする順番は変わります。

※今後の需給状況に応じて、月間予定は変更する場合があります。

[平成24年]		第1時間帯 8:30～11:00の うち2時間程度	第2時間帯 10:30～13:00の うち2時間程度	第3時間帯 12:30～15:00の うち2時間程度	第4時間帯 14:30～17:00の うち2時間程度	第5時間帯 16:30～19:00の うち2時間程度	第6時間帯 18:30～21:00の うち2時間程度	計画停電をお願いする サブグループの順番
7月2日(月)	8月6日(月)	1グループ	2グループ	3グループ	4グループ	5グループ	6グループ	A→B→C→D→E→F→G→H
7月3日(火)	8月7日(火)	2グループ	3グループ	4グループ	5グループ	6グループ	1グループ	D→E→F→G→H→A→B→C
7月4日(水)	8月8日(水)	3グループ	4グループ	5グループ	6グループ	1グループ	2グループ	G→H→A→B→C→D→E→F
7月5日(木)	8月9日(木)	4グループ	5グループ	6グループ	1グループ	2グループ	3グループ	B→C→D→E→F→G→H→A
7月6日(金)	8月10日(金)	5グループ	6グループ	1グループ	2グループ	3グループ	4グループ	E→F→G→H→A→B→C→D
7月9日(月)	8月16日(木)	6グループ	1グループ	2グループ	3グループ	4グループ	5グループ	H→A→B→C→D→E→F→G
7月10日(火)	8月17日(金)	1グループ	2グループ	3グループ	4グループ	5グループ	6グループ	C→D→E→F→G→H→A→B
7月11日(水)	8月20日(月)	2グループ	3グループ	4グループ	5グループ	6グループ	1グループ	F→G→H→A→B→C→D→E
7月12日(木)	8月21日(火)	3グループ	4グループ	5グループ	6グループ	1グループ	2グループ	A→B→C→D→E→F→G→H
7月13日(金)	8月22日(水)	4グループ	5グループ	6グループ	1グループ	2グループ	3グループ	D→E→F→G→H→A→B→C
7月17日(火)	8月23日(木)	5グループ	6グループ	1グループ	2グループ	3グループ	4グループ	G→H→A→B→C→D→E→F
7月18日(水)	8月24日(金)	6グループ	1グループ	2グループ	3グループ	4グループ	5グループ	B→C→D→E→F→G→H→A
7月19日(木)	8月27日(月)	1グループ	2グループ	3グループ	4グループ	5グループ	6グループ	E→F→G→H→A→B→C→D
7月20日(金)	8月28日(火)	2グループ	3グループ	4グループ	5グループ	6グループ	1グループ	H→A→B→C→D→E→F→G
7月23日(月)	8月29日(水)	3グループ	4グループ	5グループ	6グループ	1グループ	2グループ	C→D→E→F→G→H→A→B
7月24日(火)	8月30日(木)	4グループ	5グループ	6グループ	1グループ	2グループ	3グループ	F→G→H→A→B→C→D→E
7月25日(水)	8月31日(金)	5グループ	6グループ	1グループ	2グループ	3グループ	4グループ	A→B→C→D→E→F→G→H
7月26日(木)	9月3日(月)	6グループ	1グループ	2グループ	3グループ	4グループ	5グループ	D→E→F→G→H→A→B→C
7月27日(金)	9月4日(火)	1グループ	2グループ	3グループ	4グループ	5グループ	6グループ	G→H→A→B→C→D→E→F
7月30日(月)	9月5日(水)	2グループ	3グループ	4グループ	5グループ	6グループ	1グループ	B→C→D→E→F→G→H→A
7月31日(火)	9月6日(木)	3グループ	4グループ	5グループ	6グループ	1グループ	2グループ	E→F→G→H→A→B→C→D
8月1日(水)	9月7日(金)	4グループ	5グループ	6グループ	1グループ	2グループ	3グループ	H→A→B→C→D→E→F→G
8月2日(木)		5グループ	6グループ	1グループ	2グループ	3グループ	4グループ	C→D→E→F→G→H→A→B
8月3日(金)		6グループ	1グループ	2グループ	3グループ	4グループ	5グループ	F→G→H→A→B→C→D→E

※供給力不足や災害発生などにより、計画停電をお願いするグループを追加・変更する可能性があります。

(7) レベル3（計画停電の実施の見込みがある場合）の場合の本市各施設の窓口や掲示板等の掲出文

例示：①掲出分

- 1 見出し 計画停電が実施される予定です！
- 2 本文
明日○月○日(○)、下記時間帯において、計画停電が実施される予定です。
■計画停電予定時間帯とグループ等
 - ・第○時間帯 ○：○～○：○
第○グループ[・・・・・・・・]
 - ・第○時間帯 ○：○～○：○
第○グループ[・・・・・・・・]
 - ・第○時間帯 ○：○～○：○
第○グループ[・・・・・・・・]■お客様番号等から、ご自宅等のグループ等の確認をお願いします。
■今後の需給見通しにより、計画停電の実施時間帯、グループ等が変わる可能性があります。
■テレビ・ラジオや東北電力㈱などの計画停電の情報に注意してください。

(8) レベル3（計画停電の実施の見込みがある場合）の場合の本市施設での館内放送文

例示：②周知用文

来館者の皆様にお知らせします。
明日○月○日(○)、次の時間帯に計画停電が実施される予定です。
・第○時間帯 ○：○～○：○は、
第○グループの○－○の区域です。
・第○時間帯 ○：○～○：○は、
第○グループの○－○の区域です。
・第○時間帯 ○：○～○：○は、
第○グループの○－○の区域です。
・第○時間帯 ○：○～○：○は、
第○グループの○－○の区域です。
ご自宅等のグループをご確認いただき、停電に備えて、各ご家庭などで事前に様々なご準備をお願いいたします。
今後の需給見通しにより、計画停電の実施時間帯、グループ等が変わる可能性がありますので、テレビ・ラジオや東北電力㈱などの計画停電の情報に注意してください。

(9) レベル3（計画停電の実施）の場合の本市各施設の窓口や掲示板等の掲出文

例示：③掲出文

- 1 見出し 計画停電が実施されます！
- 2 本文
本日、下記時間帯において、計画停電が実施されます。
■計画停電時間帯とグループ等
 - ・第○時間帯 ○：○～○：○
第○グループ[・・・・・・・・]
 - ・第○時間帯 ○：○～○：○
第○グループ[・・・・・・・・]

- ・第○時間帯 ○：○～○：○
第○グループ[・・・・・・・・]
- お客様番号等から、ご自宅等のグループ等の確認をお願いします。
- 信号が消えたり、エレベータが急に停止するなど、市民生活に影響があると思われるので、ご注意いただきますようお願いいたします。
- テレビ・ラジオや東北電力㈱などの計画停電の情報に注意してください。

(10) レベル3（計画停電の実施）の場合の本市各施設での館内放送文

例示：④周知用文

来館者の皆様にお知らせします。
本日、次の時間帯に計画停電が実施されます。

- ・第○時間帯 ○：○～○：○は、
第○グループの○－○の区域です。
- ・第○時間帯 ○：○～○：○は、
第○グループの○－○の区域です。
- ・第○時間帯 ○：○～○：○は、
第○グループの○－○の区域です。
- ・第○時間帯 ○：○～○：○は、
第○グループの○－○の区域です。

■お客様番号等から、ご自宅等のグループ等の確認をお願いします。
■信号が消えたり、エレベータが急に停止するなど、市民生活に影響があると思われるので、ご注意いただきますようお願いいたします。
■引き続き、テレビ・ラジオや東北電力㈱などの計画停電の情報に注意してください。

(11) 停電回避の場合の窓口や掲示板等の本市各施設の掲出文

例示：⑤掲出文

- 1 見出し 計画停電が回避されました！
- 2 本文
本日、下記時間帯に予定されていた計画停電は回避されました。
■計画停電予定時間帯とグループ等
 - ・第○時間帯 ○：○～○：○
第○グループ[・・・・・・・・]
 - ・第○時間帯 ○：○～○：○
第○グループ[・・・・・・・・]
 - ・第○時間帯 ○：○～○：○
第○グループ[・・・・・・・・]- 本日の計画停電の予定はありません。
- テレビ・ラジオや東北電力㈱などの計画停電の情報に注意するとともに、節電にご協力をお願いします。

(12) 停電回避の場合の本市各施設での館内放送文

例示：⑥周知用文

来館者の皆様にお知らせします。

■本日、次の時間帯に予定されていた計画停電は回避されました。

・第○時間帯 ○：○～○：○は、
第○グループの○－○の区域です。

・第○時間帯 ○：○～○：○は、
第○グループの○－○の区域です。

・第○時間帯 ○：○～○：○は、
第○グループの○－○の区域です。

・第○時間帯 ○：○～○：○は、
第○グループの○－○の区域です。

■本日の計画停電の予定はありませんが、テレビ・ラジオや東北電力㈱などの計画停電の情報に注意するとともに、節電にご協力をお願いします。

(13) 停電終了の場合の本市各施設の窓口や掲示板等の掲出文

例示：⑦掲出文

1 見出し 計画停電が終了しました！

2 本文

本日、下記時間帯に予定されていた計画停電が終了しました。

■計画停電予定時間帯とグループ等

・第○時間帯 ○：○～○：○

第○グループ[・・・・]

・第○時間帯 ○：○～○：○

第○グループ[・・・・]

・第○時間帯 ○：○～○：○

第○グループ[・・・・]

■本日の計画停電の予定はありません。

■テレビ・ラジオや東北電力㈱などの計画停電の情報に注意するとともに、節電にご協力をお願いします。

(14) 停電終了の場合の本市各施設での館内放送文

例示：⑧周知用文

来館者の皆様にお知らせします。

■本日、予定されていた計画停電は終了しました。

■本日の計画停電の予定はありませんが、テレビ・ラジオや東北電力㈱などの計画停電の情報に注意するとともに、節電にご協力をお願いします。

(15) レベル3（計画停電の実施又は実施の見込みがある場合）の場合の青色パトロールカー等による
広報文

例示：⑨広報文

こちらは、米沢市の広報車です。
市から市民の皆様にお知らせいたします。
本日、計画停電が実施されます。（予定されています）
詳しい計画停電に関するお問い合わせは東北電力ネットワーク㈱ホームページ又は、テレビ・ラジオ
でご確認下さい。

(16)（参考）電気の使用制限等の実績について

○第一次オイルショック（1974年）

第一次オイルショックに伴い、石油の使用量を抑制させるために、使用電力量を減らすべく発動。

○東日本大震災（2011年）

①対象者

- ・ 東京電力パワーグリッド㈱及び東北電力㈱並びにその供給区域内で供給している特定規模電気事業者と直接、需給契約を締結している大口需要家（契約電力500kW以上）
- ・ 対象者は電気事業者との契約単位（事業所単位）で判断

②制限期間・時間帯

- ・ 東京電力パワーグリッド㈱及び東北電力㈱管内：2011年7月1日～9月9日の9時から20時（土日祝日を除く50日間）

※ 東京電力管内については当初、9月22日（金）までを制限期間としていたが、需給バランスが改善していることや、被災地の方々からの早期終了を求める声があることを踏まえ、9月9日（金）を最後に使用制限を終了することを8月30日に決定。

(17)（参考）計画停電の実績について

○東日本大震災（2011年）

- ・ 東京電力パワーグリッド㈱管内においては、東日本大震災により供給力が大幅に低下。このため、不測の大規模停電を回避するためのやむを得ない措置として、2011年3月14日から28日にかけて、10日間（延べ32回）にわたり計画停電を実施。
- ・ 実施に当たっては、関東地方を5グループに区分。
- ・ 6:20から22:00までを複数の時間帯に区分した上で、各グループ1回最大3時間程度の停電を実施。

第5章 原子力災害対策計画

第1節 基本方針

1 計画の目的

県内には、原子力施設がなく、また、本県は、女川原子力発電所及び福島第一原子力発電所から県境まで最短で約77km、福島第二原子力発電所からは約84km、柏崎刈羽原子力発電所からは約105km離れており、隣接県に立地する各原子力施設に関する「緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）」にも含まれていないものの、隣接県の原子力発電所において大規模な事故等が発生した場合には、本県にも少なからぬ影響があると考えられる。

これら原子力発電所から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、県境を越えて拡散した場合には、市民に心理的動揺や混乱が生じるとともに、放射性物質が市民の生命又は身体に影響を及ぼすおそれがあることから、日頃からこれらの事態を想定し、情報伝達訓練や環境監視等の予防対策、監視強化、屋内退避・避難誘導等の応急対策など、県と一体となって市民の安全・安心を確保するため必要な対策を講ずる必要がある。

このことから、本章では、原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、市民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な市民生活を確保することを目的とする。

2 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。

3 予測される対応等

(1) 東日本大震災時における警戒区域等の設定状況消防体制の整備

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生に伴い、当初国は、半径20km圏内の住民に避難指示を行い、半径20kmから30km圏内の住民に屋内退避指示を行った。その後、半径20km圏内を関係者以外の立入りを禁止する「警戒区域」とし、半径20kmから30km圏内を緊急時において屋内退避や避難が可能なように常に準備を行う「緊急時避難準備区域」とし、さらに、「警戒区域」外で事故から1年間の積算放射線量が20mSv（ミリシーベルト）に達する可能性のある地域を「計画的避難区域」として、1か月程度の間に住民に対し避難を求めた。この「計画的避難区域」は、原子力発電所から同心円内にエリアを設定されたものではなく、放射性物質の拡散状況を踏まえ市町村ごとに設定され、福島第一原子力発電所から最も遠い福島県飯館村は半径47km圏内にある。

(2) 本市において予測される対応

本市は、女川原子力発電所から市役所まで最短で約133km、福島第一原子力発電所からは約98km、柏崎刈羽原子力発電所からは約144kmの距離にある。

福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、これら原子力発電所から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、県境を越えて拡散した場合を想定し、情報伝達訓練などの予防対策や屋内退避及び避難などの応急対策など、市民の生命又は身体を保護するための必要な対策を講ずる必要がある。

4 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

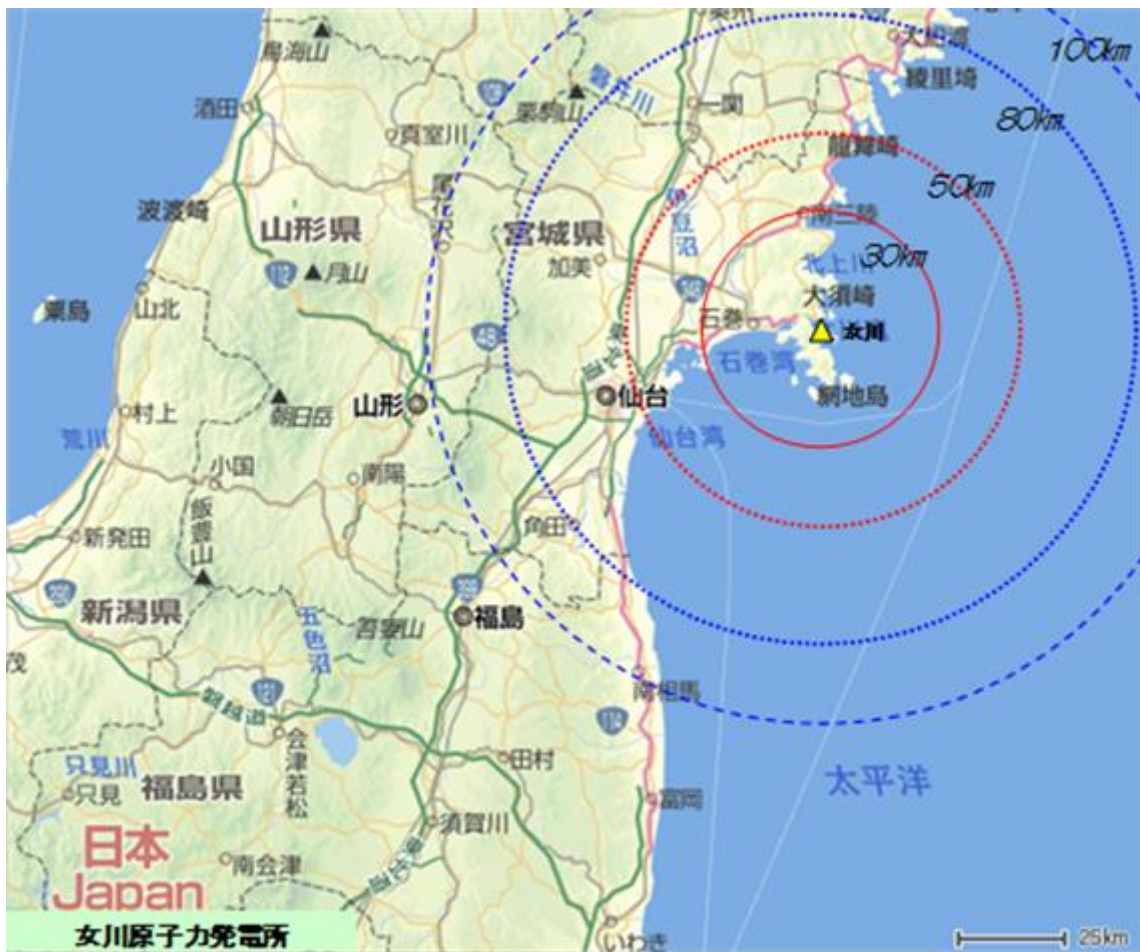
本県と隣接する宮城県、福島県及び新潟県には、下記の原子力発電所が所在している。

(1) 宮城県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力	備考
東北電力(株)	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	1号	BWR	52.4万kW	2018年(平成30年)12月21日に運転終了
			2号	BWR	82.5万kW	
			3号	BWR	82.5万kW	

※BWR＝沸騰水型軽水炉

<女川原子力発電所>

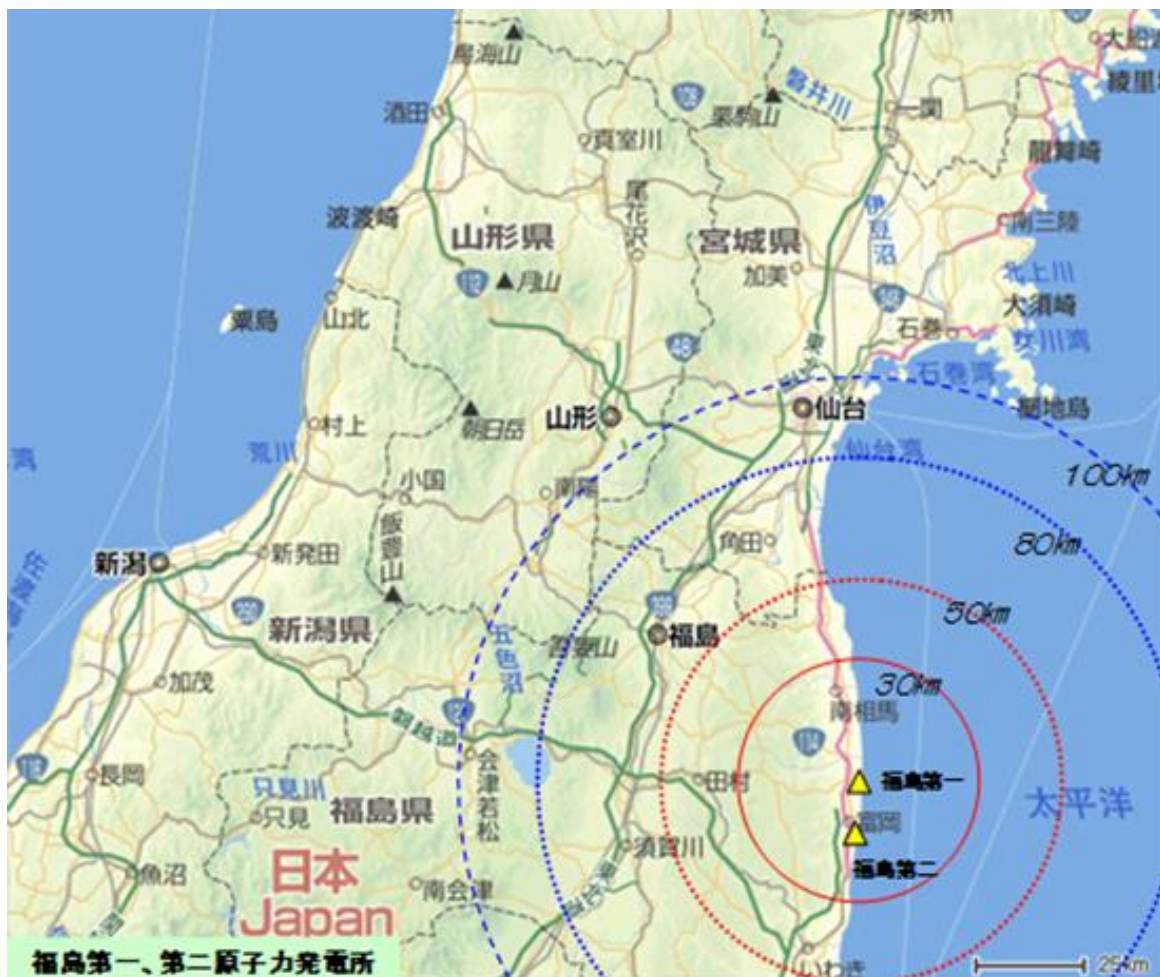


(2) 福島県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力	備考
東京電力ホールディングス(株)	福島第一原子力発電所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	1号	BWR	46.0万kW	2012年(平成24年)4月19日廃止
			2号	BWR	78.4万kW	
			3号	BWR	78.4万kW	
			4号	BWR	78.4万kW	
			5号	BWR	78.4万kW	
			6号	BWR	110.0万kW	
	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡楢葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0万kW	2014年(平成26年)1月31日廃止
			2号	BWR	110.0万kW	
			3号	BWR	110.0万kW	
			4号	BWR	110.0万kW	

※BWR＝沸騰水型軽水炉

<福島第一・第二原子力発電所>



(3) 新潟県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力
東京電力 (株)	柏崎刈羽 原子力発電所	新潟県柏崎市及び 刈羽郡刈羽村	1号	BWR	110.0万kW
			2号	BWR	110.0万kW
			3号	BWR	110.0万kW
			4号	BWR	110.0万kW
			5号	BWR	110.0万kW
			6号	ABWR	135.6万kW
			7号	ABWR	135.6万kW

※BWR＝沸騰水型軽水炉、ABWR＝改良型沸騰水型軽水炉

<柏崎刈羽原子力発電所>



第2節 原子力災害予防計画

原子力災害による被害並びに市民の不安を軽減するために、市及び県が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

1 活動体制等

市及び県は、平常時から以下2～5に掲げる項目について、実施体制や実施方法等を記載したマニュアルを策定するなど、各々の役割に応じて活動体制を整備するとともに、防災知識の普及等の活動にあたる。

2 モニタリングの実施

(1) 平常時におけるモニタリング

県は、県内における放射線及び放射性物質の状況を把握するため、平常時から空間放射線並びに環境試料、水道水及び食品中の放射性物質のモニタリング（以下「モニタリング」という。）を行う。

ア モニタリング体制等の整備

県は、平常時におけるモニタリングを実施するため、モニタリングポスト、サーベイメータ、ゲルマニウム半導体検出器等（以下「モニタリング機器」という。）を整備し、維持管理を行う。

なお、モニタリング機器の整備不足や故障を想定し、モニタリングの外部委託先やモニタリング機器の調達先をあらかじめ把握しておくものとする。

また、市においても、空間放射線に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力するものとする。

イ モニタリングの対象とその手順

県は、平常時から空間放射線量の測定や環境試料・流通食品・水道水中の放射性物質濃度の検査を行う。

モニタリング体制や実施手順等については、別に策定するマニュアルに記載するところによる。

ウ モニタリング結果の公表

県は、平常時におけるモニタリングの結果を定期的に公表する。なお、測定結果に異常が確認された場合は、速やかに公表する。

《参考》

原子力規制委員会ホームページには、「放射線モニタリング情報共有・公表システム」による空間放射線量測定マップが公開されており、全国の測定結果をマップ形式で閲覧できる。

本市内については、置賜総合支庁及び森林体験交流センターの2地点における10分毎の測定値が公開されている。

放射線量測定マップ <https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>

3 防災体制の整備

(1) 通信連絡体制の整備

県は、特に原子力事業者、隣接県災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡が円滑に実施できるよう体制を整備する。

なお、具体的な緊急時の通信連絡体制や実施手順については、別に策定するマニュアルに記載するところによる。

市は、市民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における市防災行政無線（同報系）及び緊急速報メール、SNS、広報車等の多様な広報手段を活用する。

(2) 避難等の体制の整備

市及び県は、国が示す緊急事態の初期対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。なお、情報連絡、市民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用することで効率的かつ実効的に実施するものとする。

ア 市及び県は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）等に応じた県民への注意喚起体制を整備するものとする。

イ 市及び県は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第15条第1項の規定による原子力緊急事態宣言に係る事象をいう。以下同じ。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定するものとする。

(3) 防災訓練等の実施

市及び県は、緊急時通信連絡訓練、市民に対する情報伝達訓練等を定期的実施する。

4 原子力災害医療体制等の整備

(1) 資機材等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供を受け、放射線測定用資機材、簡易除染資機材、医療用資機材等の整備に努めるものとする。

(2) 避難退域時検査等実施体制の整備

県は、避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、関係機関も含め協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。また、事故発生地域からの避難者に対する健康相談を行うための体制を整備するものとする。

5 防災知識の普及等

(1) 放射線に関する知識の普及

県は、国や市町村と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行うとともに、市町村が行う普及と啓発に関し必要な助言を行う。

- (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (イ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (ウ) その他必要と認める事項に関すること

(2) 原子力災害に関する防災知識の普及

ア 防災広報

県は、国、原子力発電所所在道府県、市町村及び関係機関と協力して、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、市町村が行う防災知識の普及と啓発に関し必要な助言を行う。

- (ア) 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること
- (イ) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (ウ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (エ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること
- (オ) 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項等に関すること
- (カ) その他必要と認める事項に関すること

イ 防災教育

市及び県の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

(3) 防災業務関係者に対する教育・研修

ア 県は、応急対策の円滑な実施を図るため、国及び防災関係機関の協力を得て、原子力防災業務に携わる者に対する教育・研修を必要に応じて実施する。

- (ア) 原子力防災体制及び組織に関する知識
- (イ) 全国の原子力発電所施設の稼働、休止等の概要に関すること
- (ウ) 原子力災害とその特性に関すること
- (エ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (オ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (カ) 放射線及び放射性物質の測定に関すること
- (キ) 緊急時医療に関すること
- (ク) 危機管理に関すること
- (ケ) その他必要と認める事項に関すること

イ 防災関係機関は、県、国又は指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

(4) 県民相談体制の整備

県は、県民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、必要な地域に総合的な相談窓口を設置するための体制整備を図る。

第3節 原子力災害応急計画

原子力災害による被害を軽減するため、隣接県の原子力発電所で大規模な事故が発生した場合に、市及び県等が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

1 県の活動体制

県は、原子力災害に係る応急対策を迅速かつ確実に実施するため、あらかじめその組織及び体制について定めるものとする。

また、夜間、休日等における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。

なお、活動体制の詳細については、別に定めるマニュアル等に記載する。

(1) 情報収集の開始

県は、原子力災害に係る応急対策を迅速かつ確実に実施するため、隣接県の原子力発電所に係る情報収集事態（原子力事業所所在市町村で震度5弱又は震度5強が発生した事態をいう。）の段階で対応職員を参集させ、情報収集活動等を開始する。

(2) 対策会議の開催

県は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態の段階で、複数の部局等の対応を要する事態に対応するため、必要があると認める場合は、関係課長等対策会議を開催する。

(3) 災害対策本部の設置

隣接県の原子力施設において大規模な事故が発生した場合又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合であって、知事が必要と認めた場合は災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部を設置した場合は、震災時の活動体制に準じて応急対策活動を行う。

(4) 専門家等の派遣要請

県は、応急対策の迅速かつ確実な実施のために必要があると認めるときは、国に対し、専門家及び専門的な知識を有する職員の派遣を要請する。

2 市の活動体制

市は県と連携し、隣接県の原子力発電所における事故を覚知した場合は、直ちに情報収集活動等を開始し、原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）第15条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合で市長が必要と認めた場合は、災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部を設置した場合は、震災時の活動体制に準じて応急対策活動を行う。

3 モニタリングの強化及び対応

市は、次の事項について、県と連携し対応する。

(1) 緊急時におけるモニタリングの実施

県は、環境放射線の状況に関する情報収集、OIL（※）に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線影響把握のため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階において、平常時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切り換える。

また、モニタリングは、別に定めるモニタリングマニュアルに従って行う。

なお、モニタリングの実施に際しては、国、関係地方公共団体、原子力事業者が公表するモニタリング結果、放出源の情報、気象情報等を参考にする。

※O I L

原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

ア 緊急時におけるモニタリング体制

(ア) 空間放射線モニタリング

市及び県は、初期段階においてはO I Lによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

(イ) 放射性物質の検査

県は、空間放射線モニタリング結果及び国の指示等を踏まえながら、環境試料、食品・水道水等の放射性物質の検査を行う。

イ モニタリングの結果の公表

県は、緊急時におけるモニタリングの結果について、県のホームページにポータルサイトを立ち上げるとともに、報道機関にプレスリリース等を行うことにより迅速に公表する。
また、結果については市町村に情報提供を行う。

(2) 基準値超過食品の流通防止措置

ア 県は、県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講ずる。

イ 県は、緊急時におけるモニタリングの結果、県産農林水産物等の放射性物質濃度が、O I Lや基準値を超えたこと等により、国の原子力災害対策本部から摂取制限・出荷制限の指示を受けた場合、関係市町村、関係事業者及び県民に対し摂取及び出荷を差し控えるよう要請する。

ウ 市町村は、県から摂取及び出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

(3) 水道水の摂取制限等の措置

ア 水道事業者は、水道水の放射性物質検査の結果、O I Lや管理目標値を超えた場合には、直ちに浄水場及び水道原水中の放射性物質濃度及び濁度の検査結果並びにろ過設備の運転状況に基づいて超過原因を究明するとともに、その旨を水道利用者に周知する。

また、管理目標値を超える状態が長期間継続することが見込まれる場合は、他の水道水源への振替、摂取制限等の措置を講じ、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停止の措置を講ずる。

なお、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力災害対策本部が設置されている間については、同本部の指示又は厚生労働省からの要請に基づいて摂取制限を行う。

イ 県は、水道事業者に対し適切な措置を講ずるよう要請する。

また、国及び県は、必要に応じて水道事業者に対する給水停止命令等の措置を講ずる。

4 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

県は、隣接県の原子力施設に係る緊急事態の初期対応段階の区分に応じた防護活動を実施するものとする。

(1) 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の県民への注意喚起

県及び市町村は、原子力災害による本県への影響が懸念される場合に、県民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、県民に対して注意喚起を行う。

(2) 全面緊急事態の際の県民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

県及び市町村は、本県への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行うとともに、本県に対して原災法第15条第3項の規定に基づく指示があった場合には、住民に対して屋内退避等の指示を行う。

なお、原子力緊急事態*が発生した場合には、原災法第15条第3項の規定及び原子力災害対策指針に定める基準に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に對し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

※原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態

ア 市は、内閣総理大臣からの指示があった場合には、住民に対する屋内退避又は避難指示を以下の情報伝達の方法により行う。また、屋内退避準備又は避難準備の情報伝達の方法についても同様とする。

(ア) 報道機関に対する緊急放送等の要請

(イ) 防災行政無線による広報

(ウ) 広報車などによる広報

(エ) 学校、保育所、病院、社会福祉施設等、特に屋内退避に当たり配慮を要する者を対象とする施設に対する伝達

(オ) 鉄道事業者、バス事業者の協力による広報

(カ) 緊急速報メール、SNS等による周知

イ 県は、市町村の区域を越えた広域避難を要する市町村が生じた場合は、必要に応じて避難先、移動手段、移動経路等の広域避難に関する事項について調整を行う。なお、県外への広域避難が必要な場合は、県が避難先都道府県と協議し調整を行う。

調整に際しては、特に入院患者等避難行動要支援者の避難方法、避難先等について配慮するものとし、移動が困難な者については、屋内退避も検討するものとする。

ウ 市は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。

エ 県は、避難者の収容対策として、様々な手段により応急的な住宅を確保し、暫定的な住生活の安定を図る。

オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において避難を行う場合には、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

5 原子力災害医療活動等の実施

(1) 緊急医療活動の実施

県は、事故発生地域からの避難者の健康相談に応じるとともに、必要に応じて避難退域時検査や簡易除染を行う。

なお、県は、避難退域時検査の結果、専門的診断及び治療が必要と判断される場合には、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院等に移送すべく対処する。

6 県民への情報伝達等

(1) 県が行う広報及び指示伝達

県は、県民に対して、テレビ、ラジオ等による緊急報道や県のホームページなど様々な広報媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、関係市町村に対し、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

また、情報提供にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮する。

なお、放射性物質の影響が海上の船舶に及ぶ場合又は及ぶおそれのある場合は、酒田海上保安部に對しその旨を通報し、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請する。

- (ア) 事故の概要
- (イ) 災害の現況
- (ウ) 放射線の状況に関する今後の予測
- (エ) 県及び関係市町村並びに防災関係機関の対策状況
- (オ) 屋内退避、避難など県民のとるべき行動及び注意事項
- (カ) その他必要と認める事項

(2) 市が行う広報及び指示伝達

市は、市民に対して、防災行政無線（同報系）や防災ラジオ、SNS、市ホームページなど様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、市民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

- (ア) 事故の概要
- (イ) 災害の現況
- (ウ) 放射線の状況に関する今後の予測
- (エ) 県及び関係市町村並びに防災関係機関の対策状況
- (オ) 屋内退避、避難など県民のとるべき行動及び注意事項
- (カ) その他必要と認める事項

(3) 県民相談の実施

県は、状況に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等、必要な相談窓口を設置し、県民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

7 自治体の区域を越えた避難者の受入れ活動

自治体の区域を越えた避難者の受入れ等活動については、震災時の広域避難計画に準ずる。

また、避難指示に基づかない自主避難者については、県及び市町村が連携して受入れ活動にあたる。

第4節 災害復旧計画

市民生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

1 県の活動体制

市及び県は、以下に掲げる項目について、各々の役割に応じて活動を実施する。

2 制限措置等の解除

(1) 各種制限措置等の解除

ア 各種指示の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、県民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、関係市町村に対し避難等の指示を解除するよう指示する。

市は、県から避難等の指示を解除するよう指示があった場合は、市民に対しその旨を伝達する。

イ 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、県民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制等の解除を関係機関に対し指示する。また、県は、解除実施状況を確認する。

また、摂取及び出荷制限を指示された県産農林水産物等については、県が管理計画を作成するとともに、国に対して制限の解除を要請する。

市は、市民に対してその旨を周知することに協力する。

3 モニタリングの継続及び汚染の除去等

(1) モニタリングの継続

県は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を速やかに公表するものとする。

(2) 放射性物質による汚染の除去等

県は、モニタリングにより基準又はO I Lを超える空間放射線量率が確認され、県民の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、国、関係市町村、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業など状況に即した適切な措置を講ずる。

なお、本号に掲げる措置については、別に定めるマニュアルによる。

市は、県等と連携し、放射線物質に汚染された物質の除去及び除染作業を促進するものとする。

(3) 健康に関する相談への対応

市及び県は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

《参考》

当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針（平成23年10月21日 内閣府、文部科学省、環境省）

1 周辺より放射線量の高い箇所の報告

- ① 周辺より放射線量の高い箇所（地表から1 m高さの空間線量率が周辺より毎時1 マイクロシ

ーベルト以上高い数値が測定された箇所)を地方公共団体が発見した場合

- ② または、民間団体等が周辺より放射線量の高い箇所(①と同じ)を発見したとの公表を行った場合

文部科学省へその旨の連絡を行うとともに、可能な範囲で簡易な除染(※)を行うことを要請する。(②の場合は地方公共団体と連携して対応する。)

※「簡易な除染」とは、側溝の泥の除去、落ち葉の回収、樹木の剪定、水による洗浄、ブラッシングなどのこと。

2 計測方法の確認等

- ・文部科学省は、1の報告を受け、簡易な除染を行った後も地表から1m高さの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高かった時には、計測方法及び現場の状況等の確認や当該地方公共団体との調整を行う。
- ・文部科学省は、状況に応じて、地方公共団体と連携して、再計測や実地検証を行う。

3 除染等の対応

- ・2の結果、地表から1m高さの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い箇所
- で除染が容易でない放射能汚染があると確認された場合(東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する放射能以外の線源による可能性が高い場合を除く)に、文部科学省は、速やかに、環境省及び内閣府原子力被災者生活支援チームに、その旨の連絡を行う。
- ・連絡を受けた環境省及び内閣府原子力被災者支援チームは、速やかに、市町村と連携して、市町村の要望を踏まえ、除染への支援を行う。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第110号)の概要

放射性物質により汚染された廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物(特定廃棄物)の処理は、国が実施
- ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

放射性物質により汚染された土壌等(草木、工作物等を含む)の除染等の措置等

- ① 環境大臣は、汚染の著しさ等を勘案し、国が除染等の措置等を実施する必要がある地域を指定
- ② 環境大臣が①の地域における除染等の措置等の実施に係る計画を策定し、国が実施
- ③ 環境大臣は、①以外の地域であって、汚染状態が要件に適合しないと見込まれる地域(市町村又はそれに準ずる地域を想定)を指定
- ④ 都道府県知事等(※政令で定める市町村長を含む)は、③の地域における汚染状況の調査結果等により、汚染状態が要件に適合しないと認める区域について、土壌等の除染等の措置等に関する事項を定めた計画を策定
- ⑤ 国、都道府県知事、市町村長等は、④の計画に基づき、除染等の措置等を実施
- ⑥ 国による代行規定を設ける
- ⑦ 汚染土壌の不法投棄を禁止

4 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

(1) 風評被害等の影響の軽減

県は、国、市及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、県産農林水産物や県内企業が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等必要な対策を行う。

(2) 損害賠償の請求等

市及び県等は、将来の損害賠償請求等に資するため、原子力災害に伴い発生した業務及びその経費について諸記録を作成・保存する。